

公共政策系専門職大学院

自己点検・評価報告書

2012年9月

一橋大学

大学院国際・公共政策研究部・教育部

国際・公共政策専攻

目 次

序 章	…	1
本報告書の構成	…	1
1 目的	…	2
2 教育の内容・方法・成果	…	6
(1) 教育課程等	…	6
(2) 教育方法等	…	18
(3) 成果等	…	28
3 教員組織	…	34
4 入学者選抜	…	38
5 教育研究環境及び学生生活	…	44
6 管理運営	…	50
7 説明責任	…	57

序 章

一橋大学国際・公共政策大学院は、公共政策分野の専門職大学院として、2005年（平成17年）4月に開講したが、それ以来既に7年半が経過した。¹これを節目に専門職大学院のこれまでの活動が、社会や学生のニーズに合ったものとなっていたか、今後、どのような点を改善していく必要があるのか、を検討するために、体系的な自己点検・自己評価を行うことが必要である。また、大学の内部者による自己点検・自己評価だけでは限界があり、外部による検証・評価を受けることはさらに重要である。

このような観点から、本大学院においては、2007年12月に自己評価報告書を作成するとともに、外部評価委員に本大学院の評価を依頼し、2008年4月に外部評価報告書を取りまとめた。この外部評価報告書においては、本学が専門職大学院としての基準に照らして十分な質を有している、との評価を得たが、同時に多くの課題を指摘された。その中には、①本大学院に属する各プログラム間の連携が不十分で大学院としての一体感にやや欠けるのではないかと、②科目数が多く教員の負担との関連で持続可能性が懸念されるのではないかと、といった大きな問題点の指摘も含まれている。また、③外部機関との連携をもっと強化すべきではないかと、④交換留学等の国際的なプログラムを活用すべきではないかと、といったアドバイスもあった。その他、教育面以外の施設・事務組織等の環境整備に関しても助言を受けている。

本大学院は、こうした外部評価委員からの指摘を今後の活動の中で生かしていくためには、早期のフォローアップが不可欠であると考え、2008年度中に自己点検・自己評価を行った上で、2009年3月に外部評価を受け、その結果を公表した。

この度、本大学院は、前回までに指摘された事項に対して、2012年度までにどの程度の対応ができているか、また、対応できていない事項については、今後どのように改善策を講じるべきか、を意識しつつ今回の自己点検・評価報告書作成作業を進めてきた。さらに、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価をうけるべく、教育活動、方法、教員組織その他教育・研究等の総合的な状況について、改めて全般的な自己点検・評価を行い、専門職大学院としての資質と能力の向上に資するべく、(財)大学基準協会に平成25年度の公共政策系専門職大学院認証評価に申請を行うことを予定している。

¹ 本大学院は次の2つのコースと4つのプログラムから構成される。

1. 国際・行政コース

- ①公共法政プログラム
- ②グローバル・ガバナンスプログラム

2. 公共経済コース

- ③公共経済プログラム
- ④アジア公共政策プログラム

このうち、①と②の専任教員は法学研究科にも所属し、③と④の専任教員は経済学研究科にも所属している。また、④については、他のプログラムと異なり、1998年（平成10年）から存在していた。④は、主として奨学金制度によって選抜され財政支援を受けているアジア諸国政府の若手官僚等を対象に、大学院レベルの公共政策、特に経済政策に関する教育を、もっぱら英語で行うプログラムであり、国際・公共政策大学院に編入されるまでは、一橋大学大学院国際企業戦略研究科の中のひとつのコースとして存在していた。このため、本報告書の記述において、④に関しては、他のプログラムとはやや別に扱う箇所がある。なお、2008年10月より、②の中に、同様の者を対象に、国際関係に関する教育をもっぱら英語で行う「グローバル・ガバナンスプログラム（外交政策サブプログラム）」が設立された。

〈本章〉

1 目的

公共政策系専門職学位課程は、公共政策系の分野において、公共政策のプロフェッショナルとして、国内外において活躍できる高度専門職業人の養成に特化した大学院における教育課程であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを設置目的としている。

各大学は、公共政策系専門職大学院としての目的を明確に定め、それを学内外に広く明らかにするとともに、目的の実現や社会的要請の変化等を視野に入れながら、絶えず教育内容・方法等の適切性についての検証を行い、目的の実現に向けて改善・改革に努めることが必要である。

目的とは、公共政策系専門職大学院が掲げる基本となる教育方針や養成すべき人材像など当該公共政策系専門職大学院の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。

〔現状の説明〕

目的の適切性

1-1

公共政策系専門職大学院の目的が明文化されているか。（「大学院」第1条の2）

1-2

目的が、専門職学位制度の目的と整合したものであるか。（「専門職」第2条）

本大学院では、設置申請書において、その目的を明確に定めている。すなわち、国際性・公共性の強い政策分野における高度な専門知識や思考力を備えた実践的人材を育成することである。また、本大学院の教育部規則の第2条第2項においても、専門職学位課程の目的が次のように定められている。「専門職学位課程は、国際・公共政策に関する専門家として、法律学、国際関係、経済学のいずれかの分析方法を習得しつつ、隣接分野の視点も取り入れ、現実の諸問題に実践的に取り組み、政策を国内外に発信できるプロフェッショナルな人材の育成を目的とする。」

この目的は、本大学院のアドミッション・ポリシーにも触れられている。

（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）pp.19）

このように、本大学院の目的は、専門職大学院設置基準第2条の「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」の趣旨に沿ったものがある。

【根拠・参照資料：資料1 理念・目的（設置申請書、平成16年6月）、資料2-5 一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則、資料5 アドミッション・ポリシー】

目的の周知

1-3

目的が、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に公表されているか。（「大学院」第1条の2）

上記の本大学院の目的については、大学概要、本大学院概要パンフレット、学生募集要項およびウェブ・サイトにおいて明記し、教職員および学生への周知を図るとともに、学外にも公表している。また、毎年4回程度定期的に行う入学試験説明会でも、取り上げている。なお、英語プログラムを実施しているアジア公共政策プログラム及び外交政策サブプログラムについては、教員がアジア諸国を訪問した際に、外国人留学生派遣元政府の関連部署等に詳しく説明している。

本大学院の特色を示す具体的な理念としては、以下の4点を掲げる。

- (1) 先端研究の基礎に立つ高度専門教育
- (2) 横断的分析による複合的視点の育成
- (3) 政策分析における多角性と実践性の重視
- (4) アジア・太平洋における教育・研究の拠点の構築と世界への発信力の養成

(資料6-2 外部評価報告書(2009年3月) pp.19)

これらは、設立段階からホームページ等で公表するとともに、入試説明会等において繰り返し配布し、説明に努めてきた。

【根拠・参照資料：資料2 一橋大学概要、資料3 国際・公共政策大学院概要パンフレット、資料1-2 2012年度学生募集要項、資料1-5 入学試験説明会資料、資料5-6 一橋大学国際・公共政策大学院ホームページ(理念)】

特色ある取組み

1-4

目的に関して、特色として強調すべき点はあるか

本大学院は、広く「公共」に関わる機関における政策分析・評価、および提言・立案を担う人材育成に向け「高度専門教育」と「実践性の重視」を理念として掲げている。「専門性」と「実践性」を並立的に挙げるのは、政治、経済、あるいは法律といった各分野への学術的知識・分析能力と政策現場への理解の繋がりを重視するからである。また、専門教育は各分野への特化に限らない。如何なる政策にも、合意形成に際する政治性、執行に向けた法律化、そして経済的帰結が伴う。これらを包括した視点を持つよう、本大学院では、その理念として分野間での「横断的な知見」を強調している。

本大学院の視野は国内に留まらない。公共政策に係る我が国の経験をアジア・太平洋諸国に発信するとともに、こうした国々から留学生を受け入れ、政策に担い手を育成することを通じて、政策研究・教育のハブ(拠点)となることを目標としている。つまり、学術的専門知識に留まらず、実践との連結、特定分野に留まらない知見の横断性、国内に限らずアジア・太平洋を視野に入れる目的の「大局性」が本大学院の特徴といえる。ただし、決して総花的にならないよう、カリキュラム等への工夫を通じて、その達成を図っている。

【根拠・参照資料：資料4 各プログラムの教育課程】

[点検・評価（長所と問題点）]

前回の外部評価（2009年3月）において、外部評価委員より各プログラムには成果が見られるが、その潜在性を最大限に発揮するには「各プログラム間のいわば壁を取り払う方向での改革を進めていくことが適切ではないか」（p.4）、合わせて、「留学生と日本人学生と一緒に学ぶ機会を増やしていくべきではないか」（p.4）との指摘があった。

1. プログラム間交流

これを受けて公共法政・グローバルガバナンス、及び公共経済プログラム（以下、国立3プログラム）では、「共通科目」の拡充、「必修共通科目群」（他プログラムの講義リストから各1科目（2単位）を必修化）の創設などを図ってきた。また、アジア公共政策プログラムとも4プログラム共通科目として Public Policy in Asia（夏学期2単位）を開講している。なお、これらの科目が時間割上、重複しないようプログラム間で一定の調整がなされている。しかし、従来の横断科目を含めて理念に掲げる「複合的視点の育成」には一層の工夫が求められる。

2. キャンパス問題

アジア公共政策プログラムが千代田キャンパスを拠点とすることから、同プログラムの留学生と国立3プログラムの日本人学生との交流も限られているのが現状だ。一案としては、国立、あるいは千代田キャンパスへの本大学院の統合がありうるが、いずれも教室、教員研究室、事務体制等のキャパシティが十分ではない。特に、国立への統合についていえば、約30名に上るアジア公共政策プログラムの（英語しか解さない）留学生の受け入れ体制が欠けている。

キャンパスに関連して、実践的教育の一環として行う「事例科目」は実務家を招聘するセミナー等については千代田キャンパス（学術総合センター内4階）で実施している。このため、国立3プログラムの学生は国立・千代田（神田）間で移動しなければならない。その際、IT環境を含めて国立の学生が滞在する設備が整っていない。（一橋大学国際企業戦略研究科が入る6階にはPCルームがあるものの、その使用はアジア公共政策プログラムを除いて認められていない。）他方、国立で行うとすれば、実務家講師にとって移動時間等不便が生じることになる。

3. 公共政策系専門職大学院への認知度

また、外的要因として挙げられる課題には、公共政策系大学院に対する認知度が必ずしも高くないことが挙げられる。ビジネススクールのように学位（MBA）が社会的に高く評価されているとは言えず、法科大学院のように受験資格に関わるものでもない。平成25年度採用の国家公務員試験には大学院生を対象とした試験区分が設けられるようになったとはいえ、公共政策系専門職大学院の学生の「特典」になっているわけではない。他の公共政策系専門職大学院とも連携しつつ、大学院としての認知を高めていく努力が必要だ。

4. 国際化への課題

現在までのところ、本大学院の理念（実践性、横断的知識等）に基づく専門教育は所定の成果を挙げていると自負するところだが、今後に渡って持続させていくのには上記のキャンパス問題が残る。また、アジア公共政策プログラムやグローバルガバナンスでは、英語のみのカリキュラムを提供している。この場合、留学生は日本語を原則話さない。生活面を含めて、こうした留学生を支援する事務等の体制も十分とはいえない。これらは理念に挙げる「国際化」を一層進めていく上でのボトルネックとなっている。

5. 本大学院の教育モデル

本大学院は設立当初から、公務員受験対策に特化するものではなく、民間企業やNPO等、広く公共政策に関わる組織・機関への人材の輩出を狙いとしてきた。また、社会人経験のある学生（社会人学生）を多く受け入れている。社会人（リカレント）教育の面も強い。つまり、本大学院の対象は大きく、学部卒業生（新卒）、社会人学生及び留学生からなる。アジア公共政策プログラムのように留学生かつ本国での実務経験者（社会人）に特化するケースもあるが、国立3プログラムでは、従来、これら3タイプの学生を受け入れてきた。しかし、彼らの間で教育の内容へのニーズが異なる。大学院設立の理念に照らしつつ、本大学院としての教育モデルの構築が不可欠といえる。

【根拠・参照資料：資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）】

[将来への取組み・まとめ]

1. キャンパス問題

国立と千代田の2キャンパスを併用する状況は当面解消されそうにない。これを前提に学生・セミナー講師の双方に配慮した体制づくりが必要となる。現在、国立3プログラムが千代田キャンパスで実施する講義は原則、木曜日に集中させている。しかし、その結果、木曜日の講義スケジュールがタイトになり、複数の実務家教員科目・セミナーが同時開講する事態も生じている。この「混雑」を是正するには、木曜日だけではなく、他の曜日でも千代田キャンパスを一日利用するか、実務家教員科目の一部を国立開講、合わせて講師が国立まで来る回数を抑えるため集中科目化するといった措置が検討されるべきだろう。

2. 社会発信

本大学院の教員は一橋大学が支援する「一橋大学政策フォーラム」の企画（「社会保障と税の一体改革」、「震災復興」など）に参加してきた。こうした企画による公共政策の社会発信を今後とも、積極的に実施していく。また、本大学院のHPを通じて、教員の活動状況、本大学院の教育成果の広報に努める。

（「一橋大学政策フォーラム」はこちら <http://www.hit-u.ac.jp/kenkyu/project/forum.html>）

2 教育の内容・方法・成果

(1) 教育課程等

課程の修了認定や在学期間の短縮にあたっては、公共政策にかかる職業分野のニーズを踏まえて、その基準及び方法を適切に設定しなければならない。また、その認定にあたっては、公正性及び厳格性を確保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準及び方法に基づきこれを行う必要がある。

公共政策系専門職学位課程にあつては、その教育課程は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という専門職学位課程制度の目的及び当該公共政策系専門職大学院固有の目的に即して、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあつては、関連法令等を遵守するとともに、公共政策分野に関する社会の期待に応えるのにふさわしい内容の授業科目を体系的に配置する必要がある。また、高度専門職業人としての職業倫理並びに基礎的技術等の涵養を図り、理論と実務を架橋する実践的な授業科目を配置することが不可欠である。さらに、専門職学位の水準を維持するとともに学生の履修に応じ、教育課程が適切に管理されていなければならない。

[現状の説明]

課程の修了等

2-1

課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数が、法令上の規定や当該公共政策系専門職大学院の目的に則して適切に設定されているか。また、それらが、学生の履修負担を過重とさせないように配慮して設定されているか。(「専門職」第2条、第3条、第15条)

本大学院の修了要件は一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則第6条に明記されているように、2年以上在学し、44単位以上(ワークショップの単位を含む。)修得することである。ただし、社会人1年課程の修了要件は、1年以上在学し、44単位以上(ワークショップの単位を含む。)を修得することとしており、どの課程においても44単位は必須要件としている。これは英語プログラムにおいても同様である。このうち、社会人1年課程を除き、1年間に修得できる単位数の上限は36単位と設定しており、学生が段階的かつ着実に学習することを促している。

各プログラムが定める必修科目等の履修に加え、リサーチ・ペーパー(ポリシー・レポート)又は修士論文の提出が義務づけられ、その内容が規定の水準を満たした者に課程の修了認定がなされる。

更に、2012年8月からは「21世紀型の新たな政治・経済状況に対応できるよう政策形成・分析の現場を担う高度な専門知識と複数分野に渡る横断的視点を有した人材の養成」による「理論と分析手法を現実の政策に応用する能力をもって、国際的に活躍できる人材を幅広い部門に輩出すること」を明記したディプロマポリシーを大学院全体、及びプログラム別に作成、ホームページ等で公表している。

以上のことから、課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数が、専門職大学院設置基準第15条を含む法令上の規定や専攻の目的に則して適切に設定されているといえる。

【根拠・参照資料：資料25 一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則、資料26 一橋大学大学院

2-2

課程の修了認定の基準及び方法が当該公共政策系専門職大学院の目的に応じて策定され、学生に周知・共有されているか。（「専門職」第10条）

本大学院の卒業に必要な単位数は44単位となっており、各学生は、法学・政治学・経済学の幅広い科目からの履修が行えるようになっている。なお、アジア公共政策プログラムについては、アジア各国から経済政策を担う派遣留学生を主たる対象としているという性格を踏まえた教育課程が編制されており、以下の説明は特に断らない限り、主として国立キャンパスで提供される3コースについての説明である。

成績評価基準については、それぞれの科目ごとに、シラバスに示している。また、修了認定基準については、各プログラムにおいて、基礎科目の必修、ワークショップの必修などが具体的に定められている他、公共法政プログラム、グローバル・ガバナンスプログラム及び公共経済プログラムでは横断型科目を2科目4単位以上履修しなければならないことも定められている。これらの認定基準及び方法については、「一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則」、「同細則」及び学生便覧中の「履修要綱」に明記するとともに、新入生全体ガイダンス及びプログラム毎の個別ガイダンス等を通じて学生に周知・共有されているところである。（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）p.28）

したがって、課程修了認定の基準及び方法が目的に応じて設定され、学生に周知徹底されているといえる。

【根拠・参照資料：資料2-5 一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則、資料2-6 一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則、資料6-5 学生便覧（抜粋）2012年度履修要綱】

2-3

在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿ってなされているか。また、その場合、公共政策系専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。（「専門職」第16条）

本学は、社会人学生に関してのみ、標準修業年限を1年とする課程を設けている（ただし、アジア公共政策プログラムについては、1年課程はない）。

社会人1年課程の卒業に必要な単位数は、通常の2年課程と同じく44単位であり、2年課程の学生と同じ量の学習・研究を必要とする。そのため1年で修了を目指す学生にとっては学期中の講義の数は非常に多くなる。これが過度の負担となり、それぞれの授業において所期の成績を収めることができないという事態を避けるために、①夏季・冬季に集中講義を開講して、一年を通じての負担の分散を図っている。また、②社会人1年課程の学生には特別研究指導を実施、研究論文を提出することを求めることによって、学習成果の確認を教員が行っている。さらに、③特別研究指導を単位に修了所要単位に算入することができることにし、学習到達度の維持に加え、学生の単位の修得に過度な負担がかからないよう配慮している。

なお、社会人1年課程に入学する学生は、官庁からの派遣生など、十分な職務経験を積んでいるので、自分の仕事に関わった分野に関連する科目について、他の学生を指導する立場に立つことが多い。このことが指導する側・される側の双方への教育的効果を生み出している。

(資料6 2 外部評価報告書(2009年3月) pp. 25-26)

【根拠・参照資料：資料2 5 一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則、資料2 6 一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則、資料3 0 一橋大学学則、資料6 2 外部評価報告書(2009年3月)】

教育課程の編成

2-4

専門職学位課程制度の目的並びに当該公共政策系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。(「専門職」第6条)

本大学院は、「公共法政」「グローバル・ガバナンス」「公共経済」「アジア公共政策」の4つのプログラムから成る。いずれのプログラムにおいても、理論的教育と実務的教育の双方を重視している。

すなわち、それぞれのプログラムは、まず、「基礎科目」によって、法学・国際関係・経済学のいずれかの基礎理論をしっかり身につけた上で、政策の基本的な問題に取り組む「コア科目」、さらに専門性の高い問題に取り組む「応用科目」、及び「事例研究」を配し、学生が理論的な基礎を固めた上で、実務面を含む具体的政策課題を研究していけるよう、指導を行っている。

また、異なるプログラムの学生も理解できる入門的な科目(行政法基礎論、民事法基礎論、国際政治学基礎論、経済学基礎論Ⅰ・Ⅱ)を設置するとともに、複数のプログラムにまたがる横断型の科目において、異なるプログラムに属する学生が互いに議論し合える場も提供している。なお、アジア公共政策プログラムに関しては、アジアからの社会人留学生を中心とした独立性の高いプログラムとなっており、他の3プログラムとやや体系が異なっている。より具体的な論点については、以下の通りである。

なお、各プログラムの教育課程に関しては、添付資料で説明している。また、各科目のシラバス等については、ウェブ上でも公開している。(資料6 2 外部評価報告書(2009年3月) pp. 22-23)

カリキュラム・ポリシーの作成・公表：2012年8月から本大学院全体、及びプログラム別のカリキュラム・ポリシーを作成、ホームページ等で公開している。このうち大学院全体では、「専門的知識・分析能力を養成する学術的カリキュラムと政策の現場を対象とした実践的カリキュラムを提供」すること、「もって、学術的知見と政策の実際を繋げて」いく旨を明記した。

専門性と実践性の連結：本大学院の顕著な特徴は法学、国際関係、あるいは経済学といった専門分野に立脚したカリキュラムの提供にある。すなわち、「薄く広い」教養に代えて、高度な専門性を重視する。更に、各プログラムにおいて、それぞれの基本的な理解に必要な理論的な基盤構築を重視するとともに、現実への応用が可能な知識や技術を学生が獲得できるように配慮して、カリキュラムを組んでいる。また、実際の政策の形成や提案した政策の実践の各ステップで必要とされるスキルについても、「ワークショップ」、「インターンシップ」及び「コンサルティング・プロジェクト」などを通じて獲得させるよう

にしている。この過程で、各学生はリサーチ・ペーパー又は研究論文を執筆することになっており、説得力のある論文（ペーパー）の書き方やアイデアの効果的なプレゼンテーションの要領等を学ぶことができるようにしている。なお、「コンサルティング・プロジェクト」に関する詳細について、ウェブ（<http://www.ipp.hit-u.ac.jp/consultingproject/>）に紹介している。（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）pp.22-23）

体系的カリキュラム：上述のように、各プログラムの科目は、①基礎科目（政策分析の基礎となる考え方を学ぶ科目）、②コア科目（政策に関する中心的な問題を学ぶ科目）、③応用科目（専門性の高い問題を学ぶ科目）、④事例研究（事例を分析・評価する能力を培う科目）、⑤ワークショップ等（社会で実際に活躍する際に必要とされる高いコミュニケーション能力を培う科目）と、目的ごとに5種類の科目が用意されている。このうち①から④までは、テクニカル・トレーニングとし、理論的、概念的な枠組みの習得・応用を目指す。⑤では、表現力やコミュニケーション能力さらに政策形成の実践能力の向上を目指している。なお、ディベートの科目を新たに導入した。（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）pp.22-23）

科目の配置については、基礎科目は、夏学期にその多くを配置し、学生が段階を追って次のステップに進んでいけるよう配慮をしている。（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）pp.22-23）

開講科目の見直し：なお、前回の外部評価においては、学生数の少なさに比して開講されている科目数が多く、教員の負担が非常に重くなっていることに鑑み、授業科目を精選して、教員負担を軽減することも検討すべきとの指摘も受けた。これを受けて、開講科目数を厳選するとともに、今後、新しい科目を設置するに当たっては、既存の科目を整理・統合するなど、科目数と教員負担が過大にならないよう留意することとしている。（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）pp.22-23）

上記のような本学の教育課程について、プログラム間の連携を深めるために、各プログラムの学生が同時に履修できる英語科目「Public Policy in Asia」を平成21年度より開講し、4プログラム共通科目としている。また、「公共法政」「グローバル・ガバナンス」「公共経済」の3プログラム間の連携強化については、これまでの「横断科目」による対応のみでは必ずしも十分ではなかったという認識の下に、他のプログラム共通の基礎的な科目を履修する方向でカリキュラムの見直しを行った。具体的には、平成24年度からの入学生のうち2年課程の学生に限り、各プログラムが指定する科目群から1科目を必修科目として履修させる共通必修科目制度を導入した。

【根拠・参照資料：資料4 各プログラムの教育課程、資料9 成績分布、資料10 時間割、資料8 インターンシップ・コンサルティングプロジェクト実績、資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）】

2-5

公共政策系専門職大学院に必要な能力を養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されているか。

特色のある講義構成：授業科目の内容は、基礎科目、コア科目、応用科目、ワークショップ、事例研究という科目群ごとに、それぞれの科目群の目的に沿って構成されており、最新の研究動向・実務動向などを踏まえた教育が実施されている。特に、各講師は、それぞれのバックグラウンド（大学、内外の官公庁、民間シンクタンク等）の特色を出した授業の構成に工夫をしている。すなわち、最新の理論の動向（大学での研究を中心としてきた者）、政策現場の議論やニーズ（中央官庁や国際機関等の政策実務者）、中長期的な政策展望（シンクタンク出身者）などを踏まえ、それぞれの担当者が特色ある授業を行っている。また、ワークショップにおいては、このような多様な背景を持つ講師が合同で指導に当たることにより、複合的な視点を総合する機会を提供している。（資料70 学部・研究科等の現況調査表（教育）2009年3月 p.13-4）

時間割の工夫：基礎科目を夏学期にその多くを配置するなど、理論や概念的基盤なしに応用科目へと進む際に発生しがちな、理解力の欠如による問題などを避け、学生が段階を追って次のステップに進んでいけるよう、カリキュラムの構成を工夫している。（資料70 学部・研究科等の現況調査表（教育）2009年3月 pp.13-4-13-5）

また、同じ学生が履修すると予想される科目の時間割が重なることのないよう極力配慮している。具体的には、各プログラムにおける基礎科目、コア科目の時間割上の重複がないようにし、事例研究・ワークショップ等の各プログラム独自の科目は6時限等に配置する等の措置がされている。（資料70 学部・研究科等の現況調査表（教育）2009年3月 p.13-4）

講義を行う場所は、国立キャンパスと千代田キャンパスに分かれている。都心にある千代田キャンパスについては、主として、官庁関係者など外部講師によるリレー講義やワークショップのために使用している。時間割の編成においては、学生が両キャンパス間を移動するための時間は確保し、移動時間がかかることが学生にとって過度の負担にならないよう、時間割編成の際、考慮するようにしている。（資料70 学部・研究科等の現況調査表（教育）2009年3月 p.13-4）

一年課程への配慮：前述の通り、一年課程の学生にとって、講義が過度の負担とならないように、夏期・冬期に集中講義を開講して複数受講できるようにし、一年を通じての研究の負担の分散を図っている。また、1年課程の学生には特別研究指導を実施し、研究論文を提出することを求めているが、この指導を通じて、学習成果の確認を教員が行っている。さらに、特別研究指導の単位を修了所要単位に算入することができることにし、学習到達度の維持に加え、学生の単位の修得に過度な負担がかからないよう配慮している。（資料70 学部・研究科等の現況調査表（教育）2009年3月 p.13-5）

【根拠・参照資料：資料4 各プログラムの教育課程、資料10 時間割、資料70 学部・研究科等の現況調査表（教育）2009年3月】

公共政策系専門職大学院の目的に応じて、それぞれの分野の教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。

(1) 教育課程が政策過程全般に係る高い専門能力、高い倫理観及び国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されているか。

(2) 法学、政治学、経済学の3つの分野を基本に、幅広い科目を適切に学べる教育課程の編成に配慮しているか。

(3) 基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されているか。

高度な専門性の育成：法学、国際関係、あるいは経済学、いずれかの分野を基礎とすることで、学生は政策の立案・分析や評価に係るバックボーンとなる専門知識を習得することができる。それに向けて、上述のように、各プログラムの科目は、①基礎科目（政策分析の基礎となる考え方を学ぶ科目）、②コア科目（政策に関する中心的な問題を学ぶ科目）、③応用科目（専門性の高い問題を学ぶ科目）、④事例研究（事例を分析・評価する能力を培う科目）、⑤ワークショップ等（社会で実際に活躍する際に必要とされる高いコミュニケーション能力を培う科目）と、目的ごとに5種類の科目が用意されている。

横断科目の提供：各プログラムの学生は、それぞれの専門分野である法学・国際関係・経済学に関する科目だけでなく、他の分野に関する科目を基礎科目、応用科目、事例研究という異なるレベルで履修することは可能である。また、異なる学問領域に属する教員が共同して科目を担当し、多様な視点から政策を議論する機会を提供するために、「横断科目」が設けられ、多角的な分析が必要な 이슈、たとえば「現代行財政論」、「EU論」などが開講されている。（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）p.23）

また、前回の外部評価の指摘を受けて、他のプログラムの基礎的な科目を履修させる方針でカリキュラムの見直しを行い、平成24年度入学生のうち2年課程の学生に限り、各プログラムが指定する科目群から1科目を必修科目として履修させる共通必修科目制度の導入を行った。

【根拠・参照資料：資料4 各プログラムの教育課程、資料10 時間割、資料70 学部・研究科等の現況調査表（教育）2009年3月】

系統的・段階的履修

2-7

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。（「専門職」第12条）

卒業に必要な単位数は44単位である。公共法政プログラム、グローバル・ガバナンスプログラム及び公共経済プログラムでは、2年課程の学生については、1年間で履修しうる単位数の上限（36単位）を設定している。実際の単位取得数自体は1年目のほうが多くなる傾向があるが、2年目には、ワークショ

ップ、インターンシップ、コンサルティング・プロジェクト、研究論文など、単位数以上に負荷のかかる科目を受講させている。なお、単位数自体についても、1年目は24単位以上、2年目も20単位以上を取得するよう推奨し、履修指導を行っている。また、履修要綱においては、夏学期と冬学期のバランスも含め、各学期に履修すべき科目の目安を示している。

アジア公共政策プログラムでは、2年課程のみ設定されており、1年目はコア科目の習得を中心に運営されている。2年目には、修了の要件である研究論文の執筆を行うため留学生に対し相当の負荷がかかることから、単位取得数を少なめに設定している。具体的には、単位数が、1年目は30単位以上、2年目は14単位以上を取得するように履修指導を行っている。

なお、全プログラムを通して、各学生に割り当てられた指導担当教員が、個別面談を行い、各人の状況やニーズを勘案して科目履修するよう指導している。

(資料6-2 外部評価報告書(2009年3月) pp.24-25)

【根拠・参照資料：資料2-6 一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則、資料6-5 学生便覧(抜粋) 2012年度履修要綱】

特色ある取組み

2-8

教育課程の編成等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

例：論点

・自治大学校との連携

本大学院は、平成20年に自治大学校と人材育成に係る協力協定を締結し、本大学院に入学した都道府県派遣の学生が、同時に自治大学校修了の認定を得られるシステムを構築した。この協力協定に基づく派遣学生の入学実績は平成22年度に2名(兵庫県庁、山形県庁)、平成23年度に3名(愛知県庁、石川県庁、鹿児島県庁)、そして平成24年度に2名(兵庫県庁、山梨県庁)である。

(資料7-2 顕著な変化についての説明書(教育)2011年5月32-13-16)

・英語による新たな教育プログラムの構築

グローバル・ガバナンスでは、平成20年度よりJICAの人材育成支援無償事業(JDS)と協力して、アジア諸国からの学生を受け入れ、英語の科目を履修するだけで修士号を取得できるプログラムを開始している。このプログラムの下、中国、カンボジア、ミャンマーから留学生を受け入れてきた。また、平成21年度よりイタリアのボッコーニ大学との交換留学の制度をスタートさせ、海外の大学生との双方向交流を拡大している。(資料7-2 顕著な変化についての説明書(教育)2011年5月32-13-16)

JDSの受入、そしてボッコーニ大学と交換留学の実績としては以下の通りである。

○JDS

平成20年度 4名(ミャンマー、カンボジア、中国)、

平成21年度 5名(ミャンマー、カンボジア、中国)

平成22年度 3名(ミャンマー、中国)

平成 23 年度 3 名 (ミャンマー、中国)

平成 24 年度 2 名 (中国)

○ボッコニーニ大学

平成 21 年度 受入 2 名、派遣 2 名

平成 22 年度 受入 3 名、派遣 1 名

平成 23 年度 受入 0 名、派遣 0 名

・ 4 プログラム合同の科目の開講

平成 21 年から国際・公共政策大学院の 4 プログラムの合同科目として、Public Policy in Asia を開講した。政策大学院の各教員が講師として参加、政治・経済の多面的観点からアジアにおける公共政策について講義を行っている。講義はすべて英語による。

(資料 7 2 顕著な変化についての説明書 (教育) 2011 年 5 月 32-13-16)

・ 数学・統計学の補講

公共経済プログラムでは 4 月に新生を対象とした数学・統計学の補講を集中的に行っている。この補講には経済学研究科の大学院生や専任教員自らが授業を行っている。学生には社会人、あるいは経済学部以外の卒業生が多く、数学・統計学に不慣れであることへの対処である。この補習には、公共経済プログラム以外の学生の参加も可能となっている。なお、アジア公共政策プログラムにおいても入学前の補習を設けることで、授業への接続をスムーズに行えるように配慮している。

(資料 7 2 顕著な変化についての説明書 (教育) 2011 年 5 月 32-13-16)

・ 研究成果の講義へのフィードバック

国際・公共政策大学院の教員による政策研究の成果を「特殊講義」(事例研究科目)や集中講義として大学院教育にフィードバックしてきた。その中には「生活保護の経済分析」(平成 20 年夏学期開講)、「公共部門のリスク・マネジメントに関する学際的研究」(平成 21 年 2 月 9 日 (月)～13 日 (金))をテーマにした講義がある。

(資料 7 2 顕著な変化についての説明書 (教育) 2011 年 5 月 32-13-16)

・ インターンシップ

公共法政・グローバルガバナンスは学外における実地研修 (インターンシップ) を通じて大学院において学ぶ理論や教育内容と現実社会との関連性への考察を促す一方、その経験を大学院における学習にフィードバックさせることを目的とした講義として「インターンシップ・プログラム」を設置している。履修者は実地研修前に自分の問題意識・目的をまとめ、実地研修の中で、これを確認、研修後には成果をまとめて、報告会において報告している。大学院の教育と学外の実地研修との有機的結合を図っている。(資料 7 2 顕著な変化についての説明書 (教育) 2011 年 5 月 32-13-18)

・ 実務家による連続講義等

事例研究科目として、実務家によるリレー講義を実施している。その一つの「公共経営論」(平成 17 年

～平成 21 年度) では野村総合政策研究所から研究員を招き、彼らのコンサルティングの経験をベースに自治体の公共経営の在り方・実態について講義をしてもらっていた。毎回の講義の概要を学生にまとめさせ、HP にアップもしている。また、課題を与え、講義の中で報告、講師からコメントをもらう工夫も施した。

公共政策セミナー (日本の財政) では、財務省の官僚が毎回、税制、財政赤字、公共事業や社会保障など日本の財政の諸問題について予算の編成に関わる実務の観点から講義を行っている。主計局・主税局など実際に予算を作成している部署から担当者を招いているため、学生にとって財政・予算決定過程の実際を知る有益な機会となっている。(資料 7 2 顕著な変化についての説明書 (教育) 2011 年 5 月 32-13-18)

この他、国土交通省の官僚によるリレー講義「国土交通論」、警察庁キャリア官僚による「社会安全政策論」、そして文部科学省の官僚によるリレー講義「特殊講義 (公共法政) 教育文化政策論」が新たに行われている。その他、三菱化学メディエンス、大和総研など。

【根拠・参照資料: 資料 1 9 自治大学校覚書、資料 2 1 ボッコローニ大学との交流実績、資料 7 2 顕著な変化についての説明書 (教育) 2011 年 5 月】

公共法政

・公共法政プログラムは、他のプログラムに増して対象領域・研究方法が多様である。一方、官庁・民間企業等の派遣学生の比重が高いなど、教育・研究内容にその実践性をより強く求められることが少なくない。1 年から 2 年の限られた在学期間のなかで、専門職大学院の高い水準において、これらを両立させることは容易でなく、本プログラムとして実践してきた特色ある取り組みは、この点を解決しようとしてきたものが多い。すなわち、①全員必修の WS を再編して、研究遂行能力・討議能力・プレゼンテーション能力を高める工夫をすると同時に、専門別・手法別に一部、ゼミの要素を取り入れて、深い研究ができるように配慮したこと、②公共政策大学院としての政策的観点に配慮した講義内容を提供する一方で、専門的な研究を進めるために、法科大学院や法学研究科との合同科目を活用すること、③実務家教員による講義のほか、現役実務家をゲストスピーカーとして招聘し、専任教員と一緒に講義・ゼミを開催することなどである。

グローバル・ガバナンス)

・グローバル・ガバナンスでは、平成 20 年度より JICA の人材育成支援無償事業 (JDS) と協力して、アジア諸国からの学生を受け入れ、英語の科目を履修するだけで修士号を取得できるプログラムを開始している。このプログラムの下、中国、カンボジア、ミャンマーから留学生を受け入れてきた。また、平成 21 年度よりイタリアのボッコローニ大学との交換留学の制度をスタートさせ、海外の大学生との双方向交流を拡大している。

公共経済

- ・コンサルティング・プロジェクトは、アメリカを初めとする世界各地の公共政策大学院において標準的に取り入れられている教育プログラムであるが（名称は大学院によって異なる）、日本では実施している公共政策大学院は本大学院以外にはないと思われる。公共経済プログラムでは2005年の設立時から2年課程の学生の必修科目として継続的に取り組み成果を上げてきた。
- ・2011年度からは、公共政策セミナーI（公共経営論）において、大和総研の研究者の方をゲストスピーカーとして迎え、学期の前半を講義、後半を学生のグループワークに基づく発表の時間に当てるというユニークな講義作りを行っている。グループ・ワークは、大和総研の研究者のアドバイスも頂きながら取り組むため、現実的で質の高い提案を行う力が身に付いている。
- ・上記の講義での協力関係をきっかけとして、2011年には大和総研と教育・研究に関する包括連携の協定を結び、相互にメリットのある取り組みを行っていくこととした。2012年度には、まずは、上記の講義の継続やコンサルティング・プロジェクトでの学生の受け入れなどを行って頂く形で、包括連携は進められている。
- ・コンサルティング・プロジェクトでの学生の受け入れをきっかけとして、学外の機関との共同研究に関する意見交換を通して、産学連携プロジェクトを実施して来た。

アジア公共政策プログラム

- ・アジア公共政策プログラムにおいては、全授業、英語による公共政策の教育を実施してきている。毎年15名ほどのアジア諸国からの留学生の教育を行っている。英語による公共政策の修士課程の中でも、経済政策に特化し、学生も全員が経済官庁・中央銀行出身というプログラムは内外を見ても少なく、大きな特色となっている。
- ・また、経済政策について理論、実践のバランスのとれた教育を行うとともに、アジア諸国の直面する政策課題についての理解を深めることに留意している。具体的には、例えば、政策の運営や分析に携わる実務家によるワークショップを開催し、タイムリーな政策課題に関する実務経験を学習する機会を設けており、その中で、日本の主要経済官庁の官僚や公共部門のスタッフ、国際機関のスタッフ、経済政策に関連する内外の企業の幹部を招いて講義、質疑応答、討論の機会を設けている。さらに、海外主要大学やアジアの経済政策担当経験者を講師に招聘し、短期集中講義を開講し、国際的な視野から経済政策の運営・実施や分析に必要な知識や技能を修得させている。

[点検・評価（長所と問題点）]

公共法政

公共政策系大学院の苦戦が伝えられるなか、比較的高い競争倍率を維持してきた本大学院のなかにもあっても、公共法政プログラムは、入学辞退者が安定的に少ない。また、大学院修了学生の就職難が指摘されるなかで、幸いにして、公共法政プログラムは、ほぼすべての卒業生が官公庁・民間企業・シンクタンク等への就職、職場復帰等、それぞれの職業選択に成功している。これらは、需要供給双方の観点から現行の公共法政プログラムの教育内容が、広い意味で支持されているという成果の表れであると考えられる。一方、官公庁をはじめとする派遣学生を中心とした社会人大大学院生に恵まれている結果、当初

想定していた以上に、2年課程2年生の在学者数が少なくなってしまう、一年で完結するプログラムにより重点をおいたカリキュラム編成を行うべきかどうか、一つの課題となっている。また、近年は、就職活動の長期化にともなって、一年次後半ころから二年次前半まで、学部新卒の2年生の出席率が低くなるケースもみられ、一部の学生には、二年間の研究課程を十二分に活用できていないものもみられる。

グローバル・ガバナンス

英語によるものを含め、国際関係に関する多様な授業科目を提供しているのが、グローバル・ガバナンス・プログラムの長所であるといえる。他方で、とくに英語による授業科目に関しては、開講科目数が必ずしも十分ではなく、英語による科目のみを履修して修士号を取ることを目指す学生にとっては、ほとんどの科目がいわば必修化してしまっていることは問題であるといえる。

公共経済

公共経済プログラムでは、コンサルティング・プロジェクト等実践的教育に力を入れてきており、学生は、在学中に教員の指導や支援を得ながら、様々な現実の政策課題に対して分析・提案を行う力を身につけている。このような実践的な教育プログラムを有することは本プログラムの長所の一つであるが、以下のようないくつかの課題も抱えている。まず、実践的教育には外部機関の協力が必要であるが、そのような協力を継続的に得ることは、決して簡単なことではない。さらに、外部機関から低い評価を与えられ、大学院に対する評価が低下し、学生の継続的な受け入れを依頼することが難しくなる場合が出てきてしまう。そして、外部機関の協力の下で実践的教育を行うためには、教員にも現実の細かな問題に関する見識と学生指導のための十分な時間が求められるが、それは業績評価の中心となる研究のために費やす時間が減ることを意味するため、教員はジレンマに陥りやすい。今後このような課題の改善に取り組む必要がある。

アジア公共政策プログラム

目的意識も高く、共通の背景をもった留学生に対し、そのニーズに合った教育課程を編制している。特に、経済官庁や中央銀行職員として必要な経済分析と政策立案のために理論と実践両面にわたり必要な基礎的な知識、能力を付与するとともに、演習や修士論文の作成を通じた問題解決能力の涵養に努めている。

他方、学生数が少なく、講義も原則すべてアジア公共政策プログラム専用のもとなっているため、きめ細かい教育指導が可能な反面、学生の多様な能力、関心にすべて応じられるような広範なカリキュラムは用意できない。

[将来への取組み・まとめ]公共法政

・公共法政プログラムは、多様な関心をもつ学生に答えるために、他の3プログラムと比較しても必修単位を最小限度とし、選択必修を中心としたカリキュラム体制としてきた。また、他プログラムの科目も修得するよう、推奨してきた。こうしたなかで、学生のなかには、国際公共政策大学院にこだわらず、広く一橋大学大学院の科目をより柔軟に取得できるよう、求める要望が出てきている。とりわけ、一橋大学創設の原点であると同時に、少なからぬ修了生が関心をもってきた金融政策・経営系の科目が充実している商学研究科・MBAコースの科目履修が課題となっており、平成24年度からは商学研究科・MBA系の科目を履修しやすくする改革を行っている。

グローバル・ガバナンス

・JDSを通してのアジアからの学生の受け入れを、今後も継続してゆく予定ではあるが、受け入れ学生の地域、数が減少傾向にあるのは事実である。大学院における教育が今後ますます国際化してゆくであろうことを見据えて、平成25年度の秋入試から、英語科目のみを履修することによって修士号が取れる仕組みを、JDS経由の学生のみならず、広く海外からの学生全般に開放する入試制度の導入を検討しているところである。

公共経済

・コンサルティング・プロジェクト等、本プログラムにおける実践的教育の継続・推進においては、外部機関との連携・協力体制の仕組みを強化することが求められる。今後、連携協定を複数の機関と結ぶことは、本大学院における実践的教育の基盤を強化する上で、有用と考えられる。

・連携機関とは共同研究を進めることも期待されており、その成果を本大学院の教育にもフィードバックしていくことが期待される。ただし、その成果が学術研究として大学内で評価される可能性は低いいため、共同研究への協力を学内で得ることが難しいという問題がある。専門職大学院の教員に対して適正な評価が与えられる仕組みを作っていくことも取り組むべきことのひとつと言えるかもしれない。

・社会人として求められる教養や社会力を、大学時代に身につけていない学生もおり、就職活動がうまく行かない原因となる場合も少なくない。大学院においても、教養や社会力を身につける機会を充実させる取り組みを行っていききたい。

・授業の英語化、教育の国際化は、今後とも進められるべき方向性と考えられる。しかし、現在の学生の英語能力の平均的な低さ、日本社会で必要とされる英語力の平均的な低さ、英語での授業に対する学生の希望の低さなどを考えると、英語での授業を拡大させることのリスクも存在している。とはいえ、英語での授業には、一定のニーズや意義も存在しており、増やしていくことに取り組んでいきたい。

アジア公共政策プログラム

・アジア諸国の経済発展は目覚ましく、世界的な経済環境の変化とも相俟って、その直面する課題や留学生のニーズも変化している。また、留学生の出身国、出身機関も多様化してきており、提供科目やその内容も見直していく必要がある。

・教員も、研究活動に加え、各国での公共政策に関連したODAや日本での公共政策形成に関与していくことで、自らの経験を踏まえたより魅力的な授業を提供できるよう、努めている。

(2) 教育方法等

公共政策系専門職学位課程が十分な教育効果を上げるための適切な教育方法を導入すること、とりわけ、当該職業分野の期待に応えるため理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に実施する体制を整備することが肝要である。

公共政策系専門職学位課程は、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用しなければならない。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等を、シラバス等を通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価並びに単位認定にあたっては、公共政策系専門職学位課程の目的を踏まえ、評価の公正性及び厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準及び方法を適切に設定するとともに、シラバス等を通じてあらかじめ明示し、明示した基準及び方法に基づいて行う必要がある。

公共政策系専門職大学院の目的を実現するためには、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備する必要がある。

公共政策系専門職大学院は、その授業内容及び方法を自ら不断に検証するとともに、それらの結果を有効に活用し当該公共政策系専門職大学院の教育の改善を図ることが重要である。

授業の方法等

2-9

実践教育を充実させるため、事例研究、現地調査又は双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。（「専門職」第8条第1項）

事例研究科目の工夫：公共法政プログラム、グローバル・ガバナンスプログラム及び公共経済プログラムにおいて、専攻分野に応じて、「政策法務研究」、「国土交通論」、「EU論」そして「公共政策セミナー」等の事例研究の科目を配置している。また、受講生が小人数であることを生かして、ほとんどすべての科目について、双方向でのやり取りを伴う授業方式が取り入れられている。特に、本大学院では、新卒学生と様々なバックグラウンドを持つ社会人学生が混在していることを生かし、その間の意見交換を促進している。社会人学生の職場の経験に基づく知見は、新卒学生の政策等の現場に対する理解と意識を広げる役割を果たしている。また、共通科目・横断型科目の授業においても、専門分野の異なる学生間の討論を促進するよう努めている。

ワークショップ・セミナー：これら3プログラムで行うワークショップやセミナーにおいては、各学生が、プログラム所属の複数教員（プログラムによっては教員全員）及び履修学生全員の前で、研究課題に関するプレゼンテーションを行い、教員・学生からの質問やコメントを受け、討議を行う等の教育・訓練が行われている。その際、報告学生は、事例研究・実地調査等、課題に応じた準備を行うことを求められる。さらに、機会を捉えて、グループでのプレゼンテーションを行わせ、その事前準備段階から互いに議論を行わせ、問題意識を高めるようにしている。

また、その他の多くの講義科目においても、少人数制を生かし、具体的な事例を取り上げて、学生間および教員・学生間で議論を行いながらの講義が行われている。

現地調査による教育については主として2つの取り組みがある。公共経済プログラムで取り入れられているコンサルティング・プロジェクトと国際・行政コースのインターンシップである。

コンサルティング・プロジェクト：公共経済プログラムで取り入れられているコンサルティング・プロジェクトは、アメリカのいくつかの公共政策大学院でプロフェッショナル・トレーニングを行うために取り入れられている手法である。その基本的な仕組みは、学生が政策に関するコンサルティングの仕事に擬似的に請負った上で、依頼機関（クライアント）との情報交換を重ねながら調査研究を行い、最終的に依頼機関に納得してもらえようような報告書を提出するというものである。

このようなトレーニングには、(1) 学生が実際の政策分析や政策立案に役立つ研究を行うことができるようになる、(2) 政策決定の現場で行われる「依頼された問題に対する調査」というプロセスを実際に体験することを通じて、コミュニケーション・スキルなどの実践力を身につける、という2つの目標がある。特に後者の観点からは、コンサルティング・プロジェクトは一種のインターンシップの要素があると言えるが、政策分析や政策立案に関する仕事を行うという目的がはっきりしている点、そして、指導教員の助言等も受けながらコンサルティングの仕事を行うという点において、極めて教育効果の高いインターンシップといえる。

(<http://www.ipp.hit-u.ac.jp/consultingproject/outline.html> より作成)

インターンシップ：国際・行政コースのインターンシップにおいても、大学院で学んだ知識・理論を実際の実務にどのように生かせるかを体験することを通じてコミュニケーション・スキルなどの実践力を身につけさせることを目的にしている。その教育は、事前研究、実地研修、事後研究の3段階から構成される。事前研究では各プログラムに所属の教員と相談のうえ、自らテーマを設定し、そのテーマにおけるこれまでに取り組みと課題を研究し、そして自らの実地研修での目的を整理する。実地研修では上記の課題について、大学院で学んだ学習内容と、研修先の組織・団体の取り組みとの関連性、研修先機関・組織の課題などについても考慮しながら、受け入れ先機関において研修を行う。さらに、事後研究として、実地研修を踏まえた上で、自らのテーマについて、どのような解決策を提示することができるか、あるいは新たな問題提起をすることができるか、さらに、大学院で学んできた理論・議論はどのように再構築すべきか、などの点について、自らの見解をまとめることとなる。

(http://www.ipp.hit-u.ac.jp/internship_report/index.html より作成)

このインターンシップの期間は短いもので数日、長い場合は1カ月以上と多様である。この違いを反映すべく平成24年度のカリキュラム改正において、従前のインターンシップ科目（2単位）をインターンシップI、およびIIの各1単位科目に分割、長期のインターンシップには両科目を充てるものとした。もって、より実態に即した単位の付与ができるように図っている。

これらの実地調査の遂行にあつては、学生は日常的に各担当教員と相談しながら調査研究を行い、ま

た教員は必要に応じて依頼機関や研修機関に連絡を行うなど適切な配慮がされている。

【根拠・参照資料：資料8 インターンシップ・コンサルティングプロジェクト、実績資料9 成績分布】

2-10

多様なメディアを利用して遠隔授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。（「専門職」第8条第2項）

該当しない。

2-11

通信教育によって授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。（「専門職」第9条）

該当しない。

2-12

授業の内容、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、授業のクラスサイズが、教育効果を十分に上げるために支障のないものとなっているか。（「専門職」第7条）

きわめて少人数の講義が中心となっている。科目の中には、受講生が20名を越えるものも若干は存在するが、ほとんどの科目については、十数名あるいはそれ以下であり、授業中の双方向のやり取りが十分に可能な人数となっている。また、ワークショップなど、よりきめ細かな対応が必要な授業においては、担当教員を複数配置し、学生一人当たりの教育効果を向上するように配慮している。授業の施設、設備についても、学生の人数に比べて、十分なスペースを確保している。また、授業の進行に応じ、ウェブクラス（大学のウェブサイト上に授業科目ごとに設定された、担当教員と当該科目履修学生がアクセスできる掲示板）等を利用して、学生との密接なコンタクトを保つようにしている。

持続性への課題：ただし、前回の外部評価においては、少人数教育は一般的には望ましいものの、教員の負担が重すぎて持続性の点で不安があり、また、受講者が極端に少ない場合には教育上も必ずしも好ましくない、という指摘があった。このような指摘を受け、科目配置の体系・教育効果は維持しつつ、科目構成の合理化・適正化を進める方向でカリキュラム等の検討を行っている。

（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）p.27）

アジア公共政策プログラムを除く、各年度の開講科目に対する履修者数は別添に示すとおりである。なお、アジア公共政策プログラムについては、原則すべて同プログラム専用の講義であるため、必修科目では15名程度、選択科目では10名前後の受講者となっている。

平成23年度は、履修者数30人以上が2科目(2%)、20人～29人が9科目(9%)、10～19人が43科目(43%)、そして10人未満が46科目(46%)となっている。

平成22年度は、履修者数30人以上が2科目(2%)、20人～29人が16科目(14%)、10～19人が48科目(43%)、そして10人未満が45科目(41%)となっている。

平成21年度は、履修者数30人以上が3科目(3%)、20人～29人が11科目(10%)、10～19人が52科目(47%)、そして10人未満が45科目(41%)となっている。

20名未満の授業科目が各年度の80%を超えていることからわかるように、本大学院の特徴である少人数教育によるきめ細かい学習指導は、こうした結果から十分に裏づけられている。

【根拠・参照資料：資料9 成績分布】

授業計画、シラバス

2-13

教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件及び一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。(「専門職」第10条第1項)

学生便覧、シラバスは、大学院設置当初から作成しており、入学ガイダンスの際に配布するとともに、ウェブサイトにも掲載されている。シラバスには、具体的な授業の内容、方法、使用教材、参考図書、年間の授業日程を明示し、学生が予習・復習可能なように作成されている。また、多くの科目について、ウェブクラスが利用されているため、実質的には、シラバスがより詳細になり、必要に応じて改訂されている。(資料6-2 外部評価報告書(2009年3月) p.27より作成)

なお、シラバスの様式については、全学的に統一されているため、本大学院もこれに則っている。

【根拠・参照資料：資料2-4 シラバス】

単位認定・成績評価

2-14

目的に応じた成績評価、修了認定の基準及び方法が策定され、それらが学生に対して、シラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。(「専門職」第10条第2項)

一橋大学学則第60条の規定により、科目担当教員は、その成績評価、基準及び方法について、シラバスに明記し、学生に配布するとともに、ウェブサイトにも公表している。シラバスには、講義の目的や内容、授業計画のほか、成績評価の方法についても記載している。また、多くの科目について、ウェブクラスが利用されているため、実質的には、シラバスがより詳細になり、必要に応じて改訂されている。

(資料6 2 外部評価報告書 (2009年3月) p.27より作成)

【根拠・参照資料：資料2 4 シラバス、資料3 0 一橋大学学則】

2-15

明示された基準及び方法に基づき、成績評価、単位認定が、公正・厳格に行われているか。(「専門職」第10条第2項)

成績評価については、その方法をシラバスに明記している。また、受講生が10名を越える科目については、A評価の数を、A、B、C評価の合計の3分の1以下とすることを目安にする旨、教育部細則第12条に定めている。インターンシップやコンサルティング・プロジェクトについては、派遣先や外部機関からの評価を考慮しつつ、担当教員が成績評価する。各科目の成績評価の分布については、教授会で資料を回覧し、教員間で共有している。なお、学生からの成績に関する説明請求制度については、GPA制度の導入と合わせて、今後の導入に向けて検討を進めていく。(資料6 2 外部評価報告書 (2009年3月) p.28)

成績評価基準については、学期初めに非常勤講師を含む全教員に配付するとともに、学期末の成績評価に際しても国際・公共政策教育部長の名でその点に対する注意を促すなどして、その統一的な運用を図っている。

【根拠・参照資料：資料2 6 一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則】

他の大学院における授業科目の履修等

2-16

学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位や当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定している場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該公共政策系専門職大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。(「専門職」第13条、第14条)

本大学院では、大学院国際・公共政策教育部規則第13条により、学生が本教育部入学前に本学他研究科あるいは他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、16単位を上限に修了要件単位数に参入できるとしている。毎年、入学者のうち数名が本学入学以前の既修得単位の認定を申し出ており、当該大学のシラバス等と照合しながら、カリキュラム・学務委員会による審議を経て、教授会において厳正に審査し単位認定を行っている。また、ポッコーニ大学へ短期交換留学したものについても、同様に審査のうえ、単位認定を行っている。

【根拠・参照資料：資料2 5 一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則】

履修指導等

2-17

入学前における学生の多様なバックグラウンドや職業観に配慮するなど、個々の学生のキャリアに応じた履修指導が行われているか。

学生の多様なバックグラウンド（新卒・社会人・留学生）を踏まえて、個々の学生ごとに履修指導・学習相談・助言を行っている。学生一人ひとりに丁寧な指導ができるのは、本大学院の学生が少人数であることを反映している。具体的には、各プログラムにおいて、各学生に担当教員を割り当て、学習指導・研究論文指導をワークショップの機会やオフィスアワーを利用して随時行っている。また、学生の進路希望、卒業後の予定業務等について、それぞれのバックグラウンドをもつ教員からアドバイスや助言を行っている。（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）p.28）

【根拠・参照資料：資料6 7 2011年度履修者名簿】

改善のための組織的な研修等

2-18

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しているか。（「専門職」第11条）

教員は、教育部教授会の後に定期的にファカルティ・ディベロップメント（FD）の委員会を開催して、学生による授業評価アンケートや学生と教員の意見交換会の資料をもとに、教育メソッドについての情報共有に努めている。また、すべての学生が必修で履修する「ワークショップ」は毎学期ごとに複数の教員で担当している。

学生の状況については各プログラムの専任教員間で密接な情報交換を行っている。特に、担当する授業において懸念される状態の学生がいる場合には、プログラムごとに専任教員の間でインフォーマルな協議を行い、対応について話し合っている。

また、各学期の終わりには、各プログラムで、専任教員と学生が一同に会して、意見交換会を行っている。

以上のようなプロセスによって教員間で共有された情報は、その翌年以降のカリキュラム等の検討にも反映するようにしている。（資料6 2 外部評価報告書（2009年3月）p.29）

【根拠・参照資料：資料1 1 授業評価アンケート】

特色ある取組み

2-19

教育方法に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

公共法政

・公共法政プログラムは、他のプログラムに増して対象領域・研究方法が多様である。一方、官庁・民間企業等の派遣学生の比重が高いなど、教育・研究内容にその実践性をより強く求められることが少なくない。1年から2年の限られた在学期間のなかで、専門職大学院の高い水準において、これらを両立させることは容易でなく、本プログラムとして実践してきた特色ある取り組みは、この点を解決しようとしてきたものが多い。すなわち、①全員必修のWSを再編して、研究遂行能力・討議能力・プレゼンテーション能力を高める工夫をすると同時に、専門別・手法別に一部、ゼミの要素を取り入れて、深い研究ができるように配慮したこと、②実務家教員による講義や現職職員をゲストスピーカーとして招聘する講義やゼミにおいても、事前課題の出題やレポート作成を徹底することなどである。さらに、③公共法政プログラムが主体となって、平成20年に自治大学校と人材育成に係る協力協定を締結し、政策の現場を抱えている自治体との相互交流が可能となるシステムを構築した。

グローバル・ガバナンス

・グループ・ワークを含め、学生の自主的な研究への取り組みと課外での協調的な作業を重視するメソッドを採用することで、知識のみならず、グループ内での議論の進め方や意見の集約、作業のとりまとめ、プレゼンテーションの準備など実務的なスキルの向上を可能にしている。・さらに、こうしたメソッドは、英語科目（必修科目を含む）でも採用されている。そう科目の約半分を英語によって提供することを通じ、英語による実務能力の獲得を目指している。日本人学生にとっては、外国人留学生を含むグループでの作業の機会をより多く提供することにより実現される。

・グローバル・ガバナンス・セミナーでは、所属する教員全員が参加して、学生の関心に合わせてリサーチ・ペーパーの執筆指導にあたっている。特に複数の教員からアドバイスを受けることは、学生が研究テーマに対して多角的なアプローチをすることを可能にし、視野の広い思考方法を身に着けることができる。

公共経済

・新入生を対象とした数学補講を提供することで、経済学の初学者、あるいは社会人学生が基礎科目を学ぶための準備としている。また、基礎科目のうち、ミクロ経済分析・計量経済分析については定期的にティーチング・アシスタント（経済学研究科の院生を雇用）によるチュートリアルを実施、宿題の答え合わせや講義の復習を行うことで学生の理解の向上を促している。

・公共経済プログラムの特色であるコンサルティング・プロジェクトの教育方法上の特徴は、「プロジェクト学習」の機会を与えることにある。プロジェクト学習は、学習者自身が、与えられた課題に対して、自ら目標を定めて、説得力のある成果を出すための多面的な調査や考察を、比較的長い期間にわたって計画的に進めて行く学習方法である。この学習方法は、講義を通して教員から知識や考え方を学ぶ学習方法とは異なり、深く考える力や計画的・主体的に仕事をする力を養うという点で優れている。

・コンサルティング・プロジェクトは、一人一人が単独でプロジェクト学習を行う教育プログラムであるが、グループでプロジェクト学習を行うことも、教育効果が高いと考えられる。そこで事例研究等の講義の中でグループ・ワークを行う機会を与えるように工夫している。例えば、公共政策セミナーでは、講師から6つの課題を出して頂き、学生を6つのグループに分け、約6週間のグループワークの時間を

与えて、プレゼンテーションを行ってもらうことにしている。学生は、グループワークの中で、様々な考え方やスキルを持つメンバーと議論を重ねる中で、チームでプロジェクトに取り組むという経験を通して、様々なスキルや考え方を学んでいる。

アジア公共政策プログラム

- ・一橋大学の伝統を踏まえ、学生は入学時より指導教官を決め、指導教官のセミナーでの指導を行う少人数教育を実施している。講義も原則受講者は15人程度以下であり、インターアクティブな、きめ細かい指導が可能になっている。
- ・専任の教員はいずれも英米の一流大学で博士号を取得し、政府、中央銀行、国際機関での実務経験も豊富であり、理論と実務のバランスのとれた教育を実施できている。また、専任以外の教員も優れた理論と実務の背景を有する者を配置している。
- ・英語を母国語としない学生が大多数のため、特に英語での作文能力の向上のためのクラスをもうけており、外部の専門家による修士論文の英語面からの個別指導も実施している。また、数学の能力が不十分な学生のための準備講義を入学前に実施するなど、留学生の能力に対応したプログラムを用意している。
- ・学生の2年間の勉学の成果は、修士論文の形でまとめられる。修士論文においては、出身国の直面する政策課題についての理論、実証を含む研究を行い、具体的な政策提言につなげることが期待されており、総合的な能力が磨かれる。
- ・現在、プログラムに日本人学生が在籍していないため、日本人との交流を望む声もあったが、4プログラム共通の Public Policy in Asia の講義の実施を通じ、日本人学生との共同作業の機会を提供している。

[点検・評価（長所と問題点）]

公共法政

- ・公共政策系大学院の苦戦が伝えられるなか、比較的高い競争倍率を維持してきた本大学院のなかにあっても、公共法政プログラムは、入学辞退者が安定的に少ない。また、公共法政プログラムは、ほぼすべての卒業生が官公庁・民間企業・シンクタンク等への就職、職場復帰等、それぞれの職業選択に成功している。これらは、需要供給双方の観点から現行の公共法政プログラムの教育内容が、広い意味で支持されているという成果の表れであると考えられる。
- ・官公庁をはじめとする派遣学生を中心とした社会人大学院生に恵まれている結果、学部新卒の進学者が全体の半分以下になったり、2年課程2年生の在学者数が少なくなってしまうことが、一つの課題となっている。近年は、就職活動の長期化にともなって、一年次後半ころから二年次前半まで、学部新卒の2年生の出席率が低くなるケースもみられる。二年間を通じて適正規模の大学院生を集客しつづけることが重要な課題となっている一方で、大学院生の就職活動に支障をきたさない教育内容・方法上の工夫も必要となってきた。

グローバル・ガバナンス

・上述のような特色を持った教育メソッドは、英語でのコミュニケーション能力の獲得に貢献している。多くの学生が、少人数でのグループ・ワークの形式が、より英語を使いやすい環境であり、英語を使って作業をすることに対する抵抗感をなくしていると評価する。より積極的に取り組んできた学生の中には、留学生や外国人講師との共同作業においてリーダーシップを発揮できる能力を身に着けるものも出てきている。

・その点では、教育の効果は挙げられていると言えるが、課題もある。それは、学生に対しより多くの実践的な機会を提供することが資金を含めた資源の制約上限られていることである。また、英語を使うことにより、多少教育内容のレベルという点で妥協していないか、すべての学生により深く理解させることができているか、という点に疑問が残るので、その点をフォローアップする必要がある。

公共経済

・公共経済プログラムの教育に関しては、初学者であっても最終的には修士号レベルの経済学の知識を身につけられることを目標に、様々な工夫を行って来た。新入生を対象とした数学補講はその一環である。基礎科目でも、学部レベルの内容から講義を始めているほか、講義資料の充実を図ってきた。そのような取り組みは、本プログラムの長所の一つであると考えるが、その一方で、留学生を初め若干の学生が、修学上の壁にぶつかるという問題も起こっている。特別な支援を必要とする学生への対応について考えることが必要かもしれない。

・また、経済学の既習者も初学者も幅広く受け入れることで、授業内容の水準や授業間の内容重複など、教育の効率性が低下する問題も指摘されており、今後、より効果的・効率的な教育方法を開発して行くことが必要かもしれない。

アジア公共政策プログラム

・少人数教育によりきめの細かい指導が出来ており、修士論文については出身国の状況を踏まえた分析、政策提言について個別的な指導が行われ、学生の能力向上に役立っている。

・出身国によっては、入学時の語学、数学的能力が不十分なケースもある。特に、最近では奨学金提供元の政策を反映してより低所得の国からの留学生が増えていることなどから、従来に比べ教育レベルの低い学生の受け入れざるを得なくなると同時に、学生間の能力差も拡大している。その結果、より基礎的なところから講義をスタートさせるとともに、多様な学生がそれぞれに得るところがある授業を工夫するなどの必要が出てきている。弱い学生を相応の水準にまで引き上げるべく支援していくことも重要であり、奨学金支給元からの資金を活用しつつ、個別的な指導も行っている。

[将来への取組み・まとめ]

公共法政

・公共法政プログラムは、これまでも日本一の司法試験合格率を誇る一橋大学法科大学院との連携を進めてきたが、今後は商学研究科MBAの希望科目を履修することによって、民間経営の視点からみた公共政策の研究分析・再構築を進めやすくなる。これに限らず、今後は、限られた定員と教職員体制のなか、公共政策プログラムの主体性を維持しつつ、他の大学院との連携しながら、高い水準の教育プログラムを提供できるよう努力したい。

グローバル・ガバナンス

・今後の課題としては、現在少数にとどまっている海外でのインターンシップの機会を充実させていくことにより、より実践的な能力獲得に資するものと考えられる。さらに、このような海外でのインターンシップの充実は、学生たちのキャリア・パスの選択肢に海外の職場が加わることを意味する。

・また、実務的あるいは個別の政策課題についてより掘り下げて分析・議論をする機会を増やすべきであろう。そのためにも、政策調査ツアーや公共経済で採用しているようなコンサルティング・プロジェクトのような形で、海外との交流を強化していく必要がある。

公共経済

・本大学院には、数多くの留学生がおり、それらの学生との交流を通して英語で考える力を養う機会は少なくない。2011年からは、Public Policy in Asia という授業を始め、グループ・ワークなども実施して、そのような機会を授業の中で作ることを試みているが、そのような留学生との英語での交流が生まれる機会を増やしていくことに今後とも取り組んでいきたい。

・本大学院には、数多くの社会人学生がおり、グループ・ワークでは、新卒の学生が社会人学生から様々なことを学ぶチャンスにもなっているとの声が数多く聞かれる。また、社会人学生にとっても、一生懸命に勉学に励む新卒の学生から刺激を受けることも多いとの声も聞かれた。多様なバックグラウンドを持つ学生が、同じ目標に向かって一緒に取り組む機会を講義の中で設けることは、人間的な成熟を促す教育方法として有効であり、今後ともそのような機会を拡げていくことに取り組んでいきたい。

アジア公共政策プログラム

・学生の出身国、ニーズを反映した教育内容、方法の不断の見直しが必要である。

・また、プログラムの円滑な運営のためには、一定水準に達する資質の学生を確保していくことが非常に重要であり、卒業生のネットワークの活用や各国での本プログラムについての周知等を通じ、引き続き優秀な学生の確保に努めてまいりたい。

(3) 成果等

公共政策系専門職学位課程は、専門職学位課程制度の目的及び当該公共政策系専門職大学院固有の目的に沿って教育研究活動を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。

学位授与は、専門職学位課程の重要な責務の一つである。学位授与にあたっては、教育内容に合致する適切な公共政策系分野の名称を付記するとともに、社会の期待に応える水準の維持に努めなければならない。また、学位の授与状況、修了者の進路状況を把握する体制を整備し、当該公共政策系専門職大学院の目的に即した教育効果について評価することが必要である。

その他、教育の内容・方法・成果等に関して不断に検証することが望まれる。

学位の名称

2-20

授与する学位は、公共政策の実務分野の要請に応えうるような適切な水準のものであるとともに、教育内容に合致する適切な名称を有するものであるか。（「学位規則」第5条の2、第10条）

一橋大学学位規則第6条の第1項は、専門職大学院の課程を修了した者に同第2条別表に定める学位を授与する旨を規定しており、専攻分野の名称は教育内容に合致した適切な名称となっている。

なお、公共経済コースの専攻分野の名称については、他大学の公共政策大学院との競合状態の中で、一橋大学国際・公共政策大学院の特色として、公共経済コースの教育内容が公共経済学に特化していることを明確に打ち出すため、平成24年度よりPUBLIC POLICY (PUBLIC ECONOMICS) へと改正している。

グローバル・ガバナンスプログラム（外交政策サブプログラム）及びアジア公共政策プログラムについては、英語プログラムの修了者になるため、英文の学位記を授与している。

【根拠・参照資料：資料31 一橋大学学位規則】

学位授与基準

2-21

学位授与に関わる基準及び審査手続等が明文化され、それに基づいて学位授与が適切に行われているか。（「専門職」第10条第2項）

一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則第6条は、本大学院の修了要件を定めており、これに則った本大学院修了予定者の合否判定は、カリキュラム・学務委員会で修了要件を満たしているか否かを個別に審査したのち、最終的に教育部教授会において慎重に行っているため、適切に学位を授与しているといえる。

なお、平成24年度にはディプロマ・ポリシーを新たに制定し、今後この方針に沿った学位授与審査を行う予定である。

【根拠・参照資料：資料7 ディプロマ・ポリシー、資料25 一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則】

修了生の進路の把握

2-22 修了者の進路が把握され、また、公表されているか。

本大学院における、修了生の進路の把握については、修了時点で、卒業後の進路届を各学生から提出させているので、ほぼ完全に進路状況を把握しているといえる。また、不定期ではあるが、その後の修了者へのアンケート調査の実施、また、年1回OB・OG会の開催により、修了生の進路状況を把握するように努めている。

修了生の進路状況という点から見ると、中央省庁、自治体から派遣され、復職した者も含めた修了者全体のうち、国家・地方公務員のほか、マスコミやシンクタンク、公共的色彩の強い民間会社に進んだ者は多い。また、各年に数名程度ではあるが、大学院博士後期課程に進学する学生もおり、公共政策分析に力点を置いた本大学院の教育の成果があがっていると判断できる。

なお、グローバル・ガバナンスプログラム（外交政策サブプログラム）及びアジア公共政策プログラムについては、修了者は原則派遣元の外国政府・中央銀行などに復職している。

修了生の進路状況については、ホームページで公表するとともに、入学試験説明会においても説明資料として配布している。

【根拠・参照資料：資料15 入学試験説明会資料、資料18 修了者数、資料17 修了生の進路先、資料68 一橋大学国際・公共政策大学院-ホームページ（進路）、資料66 一橋大学国際・公共政策大学院-ホームページ（OB・OG会）】

教育効果の測定

2-23

学生からの意見聴取など教育効果の測定の仕組みを整え、それらを適切に運用しているか。

本大学院では、各学期終了時に授業評価アンケートおよび学生との意見交換会を実施している。授業評価アンケートでは、授業のねらいや学習目標の理解、授業の内容の理解、到達目標への達成度などの項目に関する回答と自由表記を求めており、そのアンケート結果を担当教員へフィードバックすることで、教育効果の測定・改善することを促している。回答の集計結果によれば、ほとんどの教育科目において、すべての項目（勉強時間数を除く）について概ね4点以上（5点満点）となっており、基本的に本大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっていると判断できる。（資料62 外部評価報告書（2009年3月）p.31）

学生と教員の意見交換会での議論の内容は、年2回学期末に開催されるFD委員会で報告され、教育内容・方法及びその他教育研究施設の改善について検討を行っている。学生からの要望は、全学的な取り組みを要するものを除き、国際・公共政策大学院として対応可能なものは検討・改善しているため、ほぼ適切に運用されているといえる。

【根拠・参照資料：資料11 授業評価アンケート】

特色ある取組み

2-24

教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

公共法政

・大学院修了学生の就職難が指摘されるなかで、幸いにして、公共法政プログラムは、ほぼすべての卒業生が官公庁・民間企業・シンクタンク等への就職や職場復帰等、それぞれの職業選択に成功している。もともと官公庁や民間企業からの派遣者が多い。また、社会人経験をもたずに学部卒業後に進学した者も、入学時に高い競争倍率をくぐり抜けものであることから、職業選択にはじめから一定の優位性があったのも事実だが、仕事をやめて進学してきた社会人学生も、人数こそ多くないものの、公務員や参議院議員、政治家秘書になったりと、それぞれステップアップに成功しており、公共法政プログラムの教育内容・方法は、幅広く評価されていると考えられる。

・教育効果を測定するために、WS等を通じて、頻繁にレポートや論文の作成を奨励している。座学を前提としたレポート作成術を高めるのではなく、活きた政策能力を高め、かつ評価するという点で、とりわけ、WSを通じた研究発表・ディスカッション・論文作成は極めて重要になっている。

グローバル・ガバナンス

グローバル・ガバナンスプログラム（外交政策サブプログラム）においては、英語プログラムの修了者になるため、英文の学位記を授与している。

公共経済

・公共経済プログラムの特色の一つであるコンサルティング・プロジェクトでは、本大学院の学生の活動や成果を、学生を受け入れて下さった学外の方に評価して頂く仕組みを作っている。よい評価を頂いて、長期的に学生の受け入れに関心を持って頂くために、大学院での教育・指導をしっかりと行い続けることが重要になってくる。その意味では、コンサルティング・プロジェクトは、大学院での教育の成果を継続的に高めて行くための、よい仕組みとなっている。

・公共経済プログラムでは、実務家をゲスト・スピーカーとして迎えて講義を行ったり、産学連携の研究・教育プロジェクトを実施して、実務家、学生、教員が一緒に取り組んだりする事例も少なくない。このような機会は、結果的に、私たちの教育活動が外部から常に評価される仕組みとして機能している。そこで生まれる緊張感は、大学院での教育の成果を継続的に高めて行くためのよい仕組みとなっている。

アジア公共政策プログラム

- ・学生の2年間の勉学の成果である修士論文については、多くの論文においてテーマに関連した最新の研究等を踏まえた分析を行っており、過去には学生の出身国で論文が特別表彰を受けるなど、修士論文としては相当水準の研究となっている。
- ・IMFと協力してアジアの幹部政策当局者を対象としたエクゼクティブ・プログラム（2005年から11年まで2週間のセミナーを年二回主催、2012年からは二日間のセミナーを年二回開催予定）を開催しており、マクロ経済セミナーの参加者が自国で若手官僚らに同プログラムを推奨したり、卒業生が同セミナーに参加したりといった好循環も生まれている。また、こうしたプログラムはアジア諸国の政策当局者の問題意識を把握する機会となっており、修士プログラムの内容改善にも役立っている。
- ・ベトナム中銀の職員に対する専門教育を当プログラムとして受託するなど、アジア政府・中銀との関係を深めている。こうした専門教育と日本における大学院教育を有機的に連携させ、途上国の人材の開発につなげるべく、努めたい。」
- ・卒業後についても、衛星中継で中国・インドネシア・フィリピン・ベトナム等を同時に接続しての **Alumni Seminar** を実施したり、フェースブックを活用して卒業生のネットワークを維持したりする形で、卒業生とのコンタクトを継続している。

[点検・評価（長所と問題点）]

公共法政

大学院としては必修とはしていないものの、社会人・新卒や一年・二年の在学期間にかかわらず、ほぼすべての大学院生が、WSの成果等を活かして修士論文を作成して、提出している。大学院創設当初は、修士論文を作成しないものが多かったが、修士論文を作成することを前提にWSや各授業にのぞむことによって、格段に各講義の理解度は高まったものと考えられる。その一方、とりわけ、新卒学生や社会人1年生にとっては、専門職大学院の講義を消化しながら、短時間で修士論文を作成することは容易なことではなく、かなり余裕のない状態で研究を進めなければならない状況となっており、一部で、最低限度の履修単位に甘んじる消極的な学習行動を生んでいる可能性もある。

グローバル・ガバナンス

グローバル・ガバナンス・プログラムにおいては、各学期終了時に学生との意見交換会を実施している。

学生の生の意見を直接聞くことにより、それを今後のカリキュラム編成並びに設備の充実に反映させることが可能となっている。

他方、予算上の制約等により、学生の要望に十分に答えられない場合も存在している。

公共経済

コンサルティング・プロジェクトや産学連携の取り組みを通して、学外の方から自分らの学生に評価があたえられることは、教員にとっては大学院での教育の質を維持・向上させる強いインセンティブになっており、本プログラムの教育システムの長所の一つと考える。しかしながら、実際には、学外の方

から学生に対して低い評価が与えられる場合も出てくる。この点は、当方にとっての課題の一つである。そのような評価を真摯に受け止め、全ての学生が高い評価を得られるよう、プロジェクトに取り組む学生の指導・支援を行っていききたい。

アジア公共政策プログラム

・留学生の出身国は、中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、モンゴル、ウズベキスタン等、東アジアの幅広い諸国となっており、非常に多様な学生から構成されている。また、留学生のほとんどは、出身国の経済官庁や中央銀行の若手官僚であり、本プログラムで学んだ内容が現実の公共政策に活用され、出身国の経済発展に貢献している。

・近年、入学する学生の水準にややばらつきが見え、二年間の修学で修士レベルに相応しい能力を身につけさせるためには、従来以上の努力が必要となっている。

・英語のプログラムとして、英、米、濠をはじめ、海外の大学院が提供するプログラムとも競合関係にあり、優秀な学生を引き続き確保することが課題となっている。

[将来への取組み・まとめ]

公共法政

公共政策プログラムにおいて、実践的な政策研究を高い水準で維持するためには、教育課程や教育内容・方法等がそれにふさわしいものであるばかりではなく、在籍している大学院生自身が政策的に多様なバックグラウンドを有していることが望ましい。このためには、極めて限られた学生定員のなかにあっても、今後も、国や地方公共団体、民間企業からの派遣学生、新就職先を求める社会人大大学院生、そして学部新卒の大学院生を多様な観点から評価し、多様な成果を生み出せるよう、柔軟な体制を維持していききたい。現行の就職慣行と定員・教員体制にかかる抜本的な改革を希望しつつも、本プログラムの自助努力を進めていきたい。

グローバル・ガバナンス

I P Pにおいては、修了者を招いてのOB・OG会を年に1回開催しているが、修了者と在学生との間の交流、意見交換の機会をもっと提供することによって、専門職大学院としてのI P P全体の魅力をより高めるように努力することが必要だと考えている。

公共経済

・公共経済プログラムの卒業生は、大学院の教育の成果であり、その卒業生に対する社会的評価は私たちのプログラムの評価にもつながる。学生とは卒業後もコンタクトをとり、言わば「アフターケア」として、卒業生の活躍を支援する取り組みを行うことが有用と考える。そして、そのようにして生まれる卒業生とのつながりは、コンサルティング・プロジェクトの受け入れや、ゲスト・スピーカーの形での

本大学院での講義への協力の依頼を容易にするため、実践的な教育を行う公共経済プログラムにとって貴重な財産になる。さらに、これまで色々な形で協力して頂いた方々も、卒業生のネットワーク同様、本大学院の貴重な財産になる。そのような卒業生や協力者のネットワークを充実させ、サポーターとなって頂くことは、本大学院での教育の成果を長期間にわたり高い水準に維持するために有用であり、今後とも取り組んでいきたい。

・本大学院の学生の成果は、レポートやポリシー・ペーパーの形で生み出されることが多いが、それらの成果を出来るだけ、インターネットや出版物を通して社会に広く公開して行くことは、成果の社会的還元につながるるとともに、社会的な評価を受けることにもつながるため、本大学院での教育の成果を高い水準に維持するためにも良い効果を持つと考えられる。今後とも学生の成果物の公開に積極的に取り組んでいく

アジア公共政策プログラム

・修士課程の教育だけでなく、エクゼクティブ・プログラムのようなリカレント教育、アジア各国に対する技術支援やトレーニングの提供などの相乗効果を通じて、アジアにおける公共政策のハブとしての機能を高めていきたい。

・アジア諸国の若手官僚とともに勉学することは、我が国政府・中銀職員にとってもメリットが大きいと思われ、我が国の関係機関にも本プログラムへの派遣を働きかけていきたい。

3 教員組織

公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該公共政策系専門職大学院の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、公共政策系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するに十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

専任教員数

3-1

専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）

3-2

専任教員が、1 専攻に限り「専任教員」として取り扱われているか。（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで、「専門職」附則 2 が適用される。）

3-3

法令上必要とされる専任教員数の半数以上が、原則として「教授」で構成されているか。（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）

本大学院は、法令上、実務家教員を含めて最低 10 人を配置する必要があるが、平成 24 年 5 月 1 日現在、研究者教員 16 名、実務家教員 4 名の 20 名の専任教員が配置されており、基準を満たしている。

専任教員は、所属プログラムに応じて法学研究科及び経済学研究科にも同時に所属しているが、専門職大学院設置基準附則の第 2 により、本大学院に専任教員としても配属されているため、基準を満たしている。なお、修了者の中には本学の大学院博士後期課程に進学する学生も数名いるため、その受け皿となる枠組みも整備されているといえる。

職位別の構成では、教授が 12 名、准教授が 5 名、そして講師が 3 名となっており、基準を満たしている。

【根拠・参照資料：資料 1 5 専任教員一覧】

専任教員としての能力

3-4

教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている者であるか。

1. 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
3. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（「専門職」第 5 条）

本大学院の教員採用にあたっては、全学の教員選考基準に従って行っており、必要な教員が確保されている。置かれている専任教員の数についても、「文部科学大臣が別に定める数」（10名）を十分上回る20名を配置している。

（資料62 外部評価報告書（2009年3月）p.33）

【根拠・参照資料：資料35 国立大学法人一橋大学教員選考基準】

実務家教員

3-5

専任教員のうち「実務家教員」の数について、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されているか。
（「告示第53号」第2条）

本大学院の専任教員のうち、実務家教員は4人である。これは、「文部科学大臣が別に定める数」（10人）の「おおむね3割以上」の条件を十分満たしている。

【根拠・参照資料：資料15 専任教員一覧】

3-6

「実務家教員」が、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されているか。
（「告示第53号」第2条）

実務経験を有する教員の必要配置数は3名であるが、平成24年5月1日現在、4名を配置しており、基準を満たしている。その担当科目はその経験に照らして、年度ごとに、本大学院の教授会の議を経たうえで決定している。

【根拠・参照資料：資料60 国際・公共政策研究部教育部人事手続（2007年1月改訂）】

専任教員の分野構成、科目配置

3-7

公共政策分野に関する基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開・発展させる科目及び先端知識を学ぶ科目について、専任教員が適切に配置されているか。

本大学院の教員組織については、憲法・行政法・行政学・地方自治法・国際法・国際関係論・国際関係史・財政学・社会保障・社会政策・公共経済学・医療経済学等を専攻する研究者教員と、行政学、財

政学・国際課税・法と経済学、国際経済、金融を専門とする実務家教員から成っている。

このような専任教員の構成は、専門職大学院において授業を担当する者として適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討した結果であり、科目の配置も含めて適切なものとなっている。

【根拠・参照資料：資料15 専任教員一覧】

教員の構成

3-8

教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮されたものとなっているか。（「大学院」第8条第5項）

教員の構成としては、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、40歳未満4人、40～50歳未満8人、50歳以上8人の構成となっており、バランスのとれた年齢構成となっている。

【根拠・参照資料：資料15 専任教員一覧】

教員の募集・任用

3-9

教員の募集・任用の手続について、規程が定められ、適切に運用されているか。

人事については、一端、所属プログラムに応じて法学研究科又は経済学研究科教授会において人選され、本大学院教授会において改めて審議し、可否投票により決定している。

なお、専任教員の募集については一部公募制を採用している。

【根拠・参照資料：資料60 国際・公共政策研究部教育部人事手続、資料61 教員公募】

特色ある取組み

3-10

教員組織に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

（経済サイド分）

1. 実務家教員の充実

公共経済コースの教員10名（現在、欠員1名）のうち3名が実務家教員である。他の教員も政府・国際機関の勤務経験があり、政府の各種委員会の委員を務めるなど、政策立案の現場に関わる機会を得ている。そのため、ミクロ・マクロ、計量経済学など学術性の強い科目においても、政策の実際を参照しながら、講義をすることで学生の理解を深めることができている。

2. 専属教員

アジア公共政策プログラムの担当教員（4名）はプログラムの講義及び留学生の指導に原則として特化することで「専属」の形をとってきた。結果、徹底した学生指導と一貫性のある教育提供が可能になっている。また、公共経済プログラム所属の教員（5名）のうち2名（うち実務家教員1名）もプログラムの教育に特化することで責任ある教育体制を可能にしている。

[点検・評価（長所と問題点）]

1. キャンパス問題

アジア公共政策プログラムの専属教員は千代田キャンパスにオフィスを持つことから、同じ公共経済でも国立サイドの教員との交流の機会に乏しい。結果、各プログラム運営に係る諸問題についての情報交換が限られてきた。また、学内業務の分担が国立教員に偏る一方、留学生対応、諸々の事務関係を含め、アジア公共政策プログラムの問題は専属教員・助手のみで対処することが求められ、大きな負担となってきた。「規模の経済」（運営の効率化・人員の適正配置）が生かせていない状況にある。

2. 教員の資質

本大学院は専門職大学院として一定数の実務家教員を採用することが義務付けられている。現行体制では、こうした本大学院に専属する実務家教員であっても採用時は一旦、研究科の人事を通さなければならぬ。とくに経済学研究科の人事は原則、学術研究の実績を重視するもので、実務家教員に係る別途の基準はない。

3. ダブルカウント問題

平成25年度をもってダブルカウントの特例措置が解消される。この結果、学部・修士課程については本大学院と研究科の双方を専任とすることはできない。前述の「専属」教員を除けば、本大学院の教員の多くは学部・研究科の科目・ゼミを担当している。このため、現在、本大学院の専任教員を、そのまま専任とする（研究科は兼任）教員と研究科の専任として、本大学院には兼任（ないし学内非常勤）の扱いをする教員に再編成する必要がある。併せて、教授会の規模も変わってくるが、各研究科の専任教員であっても本大学院に深く関わる教員については、本大学院の運営に支障のないような措置が求められる。。

[将来への取組み・まとめ]

引き続き、専門職大学院として必要な人員の質的・量的確保に努めていくものである。とはいえ、各教員の教育・学務の負担は他研究科・大学院と比較しても多く、優秀な人材を確保し続けることは決して容易ではない。特に、若手研究者にとって自身の研究に専念できる環境には必ずしもないことは懸念材料といえる。政策・学術両面で研究成果を継続的に出せる環境の整備を進めていく必要がある。

4 入学者選抜

公共政策系専門職学位課程は、当該課程において将来専門職として活躍できる職能を育むに足る資質を有し、当該公共政策系専門職大学院が提供する様々な教育諸活動を享受しうる基礎的能力を持った学生を入学させることが必要である。そのためには、学生の十全な学習を可能にする適切な学生募集、受け入れ方針及び選抜手続を整備するとともに、これに基づき適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。

定員管理

4-1

入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が、適正に管理されているか。（「大学院」第10条）

本大学院の入学定員は55名で、収容定員は110名である。定員管理については、教授会で審議・決定した合格者数を大学全体の部局長会議でも改めて審議の上、決定することとされている。これにより、入学試験の合格判定の際には、教育部教授会において当該年度の合格者数を審議・決定し、入学者の増減が著しいものとならないように定員を管理している。さらに、合格者数と入学者数の乖離を小さくするため、毎年度、合格者への入学前説明会を必ず実施する等の工夫を行っている。平成24年度～平成21年度の在籍学生数は、平均して収容定員の120%未満を維持している。

【根拠・参照資料：資料14 入学試験実績、資料30 一橋大学学則、資料19 在籍者数】

学生の受け入れ方針等

4-2

専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、当該公共政策系専門職大学院の目的に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。

実施体制

4-3

入学者選抜を実施する、責任ある体制が確立されているか。

教育目的に沿って求める学生像や入学者選考の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、入試委員会で原案を作成後、教授会において慎重に審議・決定した上で、いずれの学生募集要項の冒頭に明記し、ホームページでも公表することによって、その周知を図っている。

さらに、主な対象を一般選考及び外国人留学生特別選考と社会人特別選考に分けて、毎年4回程度入試説明会を実施している。とくに社会人特別選考の入試説明会は、夜間の時間帯に、アクセスのよい都心で開催して、参加者の便宜を図っている。

平成23年度からの新たな取り組みとしては、12月下旬に開催した大学院説明会である。これは、進路

を決めかねている学部3年生を想定して実施したものである。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために、書類審査、筆記試験、面接試験、本大学院専任教員の海外出張による面接試験などを組み合わせて、下記のように、大きく4つの選考区分により多様な入学者選考方法を実施している。

一般選考では、第1次選考として書類（法学既習者試験または経済学検定試験の成績証、英語力に関するTOEFL/TOEICの成績証、研究計画書等）審査と筆記試験、第2次選考として教員2名による面接試験を実施している。

社会人特別選考では、これまでの社会経験をいかに活かすのかなどの点に留意して、第1次選考として書類審査を、第2次選考として面接試験を実施している。なお、公共法政プログラムについては、第2次選考として、平成21年度入試から、面接試験に加え、小論文試験も導入した。

外国人留学生特別選考では、日本語能力などにも留意して、書類審査及び面接試験を実施している。また、筆記試験も課すことで専門的な知識も審査する選考や、外国に在住しながら選考を受けることができるように、書類審査のみによる選考も一部併用している。

主にアジア諸国からの留学生を対象とする10月入学のアジア公共政策プログラムでは、入学者の選考は、書類選考と面接試験によって行っているが、面接は基本的に教員が現地に赴いて行うほか、その際英語と数学の筆記試験を行うなど、受験者の能力をきめ細かく評価している。また、グローバル・ガバナンスプログラム（外交政策サブプログラム）についても、同様に書類選考と面接試験によっておこなっており、面接試験は教員が現地で行っている。

入学者選考においては、入試本部長（院長）、入試幹事長（入試委員代表）、各プログラムの入試委員を定め、この責任体制のもとで、ほぼすべての教員が書類選考・出題・採点・面接を担当し、教授会で入学者選考を審議・決定している。

なお、学生募集要項については、本大学院のウェブサイトに掲示している。

http://www.ipp.hit-u.ac.jp/exam/exam_application.html

http://www.ipp.hit-u.ac.jp/appp/admission/how_to_apply.html

（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）pp.20-21）

【根拠・参照資料：資料5 アドミッション・ポリシー、資料1-3 入学試験説明会実績、資料1-2 2012年度学生募集要項、資料5-9 国際・公共政策大学院各種委員会】

特色ある取組み

4-4

入学者選抜に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

多様な入学試験選抜方法

入試の方法は以下のようになっている。まず、すべてのカテゴリーに関して、志願者の願書についての書面審査を行っている。「留学生」の一部に関しては、書面審査のみで可否を決定しているが、それ以外はすべて、書類審査を通過した受験者本人との面接を経て、最終合格者を決定している。また、「一般」

カテゴリーの受験者を中心に、面接試験に至るまでに筆記試験を課して、学力測定を行っている。

入学願書の審査においては、大学における成績等とともに、専門職大学院であることを反映して、特に研究計画書（入学した場合にどのようなテーマで勉強したいか、また、それを卒業後のキャリアにどのように生かしたいかを書いたもの）の内容を重視している。また、出願書類としては、大学の成績証明書とともに、英語能力を示すために TOEFL または TOEIC の成績証明書の添付を求めている。（ただし、社会人については、TOEFL または TOEIC の成績証明書の添付は任意としている。）

筆記試験は、主として新卒の学生を念頭に、学力の測定を行おうとするものである。試験科目としては、法律学及び行政学、国際関係、経済学の3つの分野から出題し、2科目を選択して回答するが、そのうちの少なくとも1科目は、自分の希望するプログラムによる出題科目であることを要求している。各プログラムによる出題科目は以下のとおりである。

PL：憲法，行政法，行政学

GG：国際関係、国際法・国際政治史・国際関係論

PE：経済学（ミクロ・マクロ），経済政策

社会人に関しては、書類審査と面接を中心に選考を行っており、新卒の受験生の場合のような筆記試験は行っていない。これは、社会人学生に関しては、狭義の学力よりもむしろ社会人としての経験や問題意識が選考の基準として重要視されるという考え方によっている。（ただし、公共法政プログラムに関しては、社会人の受験生についても、小論文の試験を課すことによって文章力のチェックを行っている。）

「一般」の入試は秋に1回、「社会人」と「留学生」の入試は秋と春の2回に分けて行っている。また、社会人留学生を対象とした英語のプログラムについては、10月入学のプログラムとなっているので、他とは異なったタイミングで入試を行っている。

（資料5 2 入学試験に係る自己点検・評価報告書 p. 20）

近年の入試改革の変遷

平成 21 年度入試から、公共法政プログラムについては、社会人・留学生に対しても、それまでは課していなかった小論文の筆記試験を課すことになった。これは、書類審査と面接のみでは、受験生の文章力を十分に判定することができなかったという経験に基づく改革である（資料5 2 入学試験に係る自己点検・評価報告書 p. 20）。さらに、公共法政プログラムにおいては、平成 20 年度に締結した総務省自治大学校との連携協定を活用することにより、各都道府県県からの優秀な職員の推薦を受ける制度を導入し、平成 21 年度より、毎年度、社会人特別選考を通じて2～3名の幹部候補職員を受け入れてきている。

また、平成 25 年度入試より、公共経済プログラムにおいて、優秀な外国人留学生獲得のため、秋季の外国人留学生特別選考での募集も開始した。

アジア公共政策プログラムにおいては、平成 22 年度よりアジア開発銀行奨学金プログラムによる外国人留学生の受入を開始している。

現状の受験区分のうち「社会人」及び「留学生」の出願資格についてはこれまでも何度か検討されてきたが、近年、志願者より出願資格に係る疑問・質問が多く寄せられていることに鑑み、平成 24 年度入試より、社会人については「出願時点において、企業・官庁等に2年以上の実務経験を有する者」、外国人留学生については「出願時点において、日本滞在期間が2ヶ年以下の者」へと変更を行った。

最近の志願者数・合格者数・入学者数の推移

志願者数の募集人数 55 人に対する倍率としては、平成 21 年度～平成 24 年度にかけて、2.7 倍程度となっており、厳正な選考により優秀な学生を確保してきている。もっとも、社会人や留学生の志願数が比較的安定しているのに対し、一般の志願者数については年による変動は大きい。また、合格者数と入学者数の差である入学辞退者数については、定員管理の正確性を期す観点からも、さらに減少させていくことが望ましい。今後とも、説明会の開催等をはじめ、本大学院の知名度を上げる努力を続けること等によって志願者数の増加を図るとともに、慎重な合格判定等を通して、入学辞退者数の減少を図る必要がある。(資料 5 2 入学試験に係る自己点検・評価報告書 p. 20)

また、本大学院はつねに多数の留学生を受け入れており、平成 21 年度～平成 24 年度にかけて、在学生のうち留学生の比率は各年約 4 割となっている。

検討課題

国際・公共政策教育部では、アジア諸国の官庁等からの派遣留学生の入試業務のために担当教員が現地に出かけて面接等を行う一方で、これらの活動に加えて、入学準備のサポート（ビザ手続き等）は、人的にも資金的にも過大な負担となっていることから、優秀な留学生確保のために、大学全体としてのサポートが望まれる。

(資料 5 2 入学試験に係る自己点検・評価報告書 p. 28)

【根拠・参照資料：資料 1 4 入学試験実績、資料 1 9 在籍者数、資料 5 2 入学試験に係る自己点検・評価報告書】

[点検・評価（長所と問題点）]

留学生の比率の高さ

本大学院は、国際・公共政策大学院の名称にふさわしく、東アジア地域を中心として多数の留学生を受け入れている。既に述べたように、在学生のうち留学生の比率は 4 割に達しており、出身層も、新卒者、社会人経験者、アジア地域の政府機関の職員等、多様である。

かつ、選考のルートも、外国人留学生特別選考のほか、アジア公共政策プログラム、グローバル・ガバナンスプログラム(外交政策サブプログラム)の特別選考においては、現地に赴いての面接試験(アジア公共政策プログラムでは面接に併せた筆記試験)を実施する等、きめの細かい対応によって、適性・能力を的確に判定するための作業を実施している。

多様できめ細かい獲得のルートの維持・開発

留学生のみならず、日本人学生を対象とした選考についても、一般入試、社会人特別選考を実施している。特に、社会人及び留学生については、一般入試が行われる秋季試験に加えて、春季に独自の入試を実施して、複数の受験機会を提供している。さらに、公共法政プログラムでは、自治大学校と提携し、各都道府県から優秀な幹部候補職員の推薦を受ける等、多様なルートを通じて優秀な学生を確保する仕組みを設けている。

加えて、国際・公共政策大学院の説明会を夏学期に 3 回（国立 2 回、都心 1 回）、秋学期に 1 回開催し、

受験を志望している者に対し丁寧な説明を実施している。加えて、昨年度からは、3年次の学部学生を対象とした冬期の説明会（国立1回）も開始している。

かつ、公共法政、グローバル・ガバナンス、公共経済プログラム合同の合格者説明会を毎年度実施する等、きめ細かな合格者対策も実施している。

アジア公共政策プログラムにおいては、プログラムの目的に沿った留学生の応募を確保することも重要である。この点で、当プログラムは他の先進諸国の公共政策系大学院と競合関係にある。他の先進国の政府、大学が奨学金を充実させるなど戦略的に優秀な学生を獲得する努力を強める一方、我が国が提供する奨学金はむしろ条件の厳格化に向かっており、競争力は低下している。また、一橋大学は外国においては一部を除けばネームバリューに乏しく、こうしたハンディキャップを乗り越えるため、卒業生、エクゼクティブ・セミナーの修了者、実務教員の培ってきた人脈等を使い優秀な志願者の確保に努めている。

不断の入試制度改革

上記のように、多様性に富んだ優秀な学生の獲得に成功しているのは、入試の実績、社会状況の変化に対応して、入試制度改革を迅速かつ機敏に実施してきたことの結果といえる。今後とも、状況の変化に応じて、入試制度の改革・改善を実施していく予定である。

【根拠・参照資料：資料14 入学試験実績（20120709改訂）、資料52 入学試験に係る自己点検・評価報告書】

[将来への取組み・まとめ]

結果の分析と反映

教育部長及び各プログラム選出の入試委員によって構成される入試委員会は、各年度の入試実績について、プログラム別、入試方法別に、実施後直ちに分析し、必用と認める場合には、以降の学生選考方法の改善に向けての原案を作成し、教授会に提案することとしている。今後も、この仕組みを維持し、多様なルートを通じて優秀な学生を獲得する選考方法を維持・改善していく。

留学生を中心とした秋入学移行に向けた検討

現在、秋入学制度への移行に向けた検討が全国的に進められており、一橋大学も全体として対応策を打ち出している。国際・公共政策大学院は、上記のように、留学生の割合が4割に達しており、既に一部のプログラムについては、10月入学・9月卒業の仕組みを採用している。今後、留学生を中心として、秋入学体制への本格的に移行が望ましいか否かについて、運営委員会・教授会を中心に検討し、中期計画期間中に結論を得る。

奨学金による留学生の規模と質の維持

途上国の政府職員等に対する公共政策の専門職大学院として、アジア公共政策プログラムにあっては、純粋な個人留学は金銭面で難しいだけでなくプログラムの性格からしても適切でないため、いかに奨学金に基づく学生を確保するかがプログラムの継続の上で重要である。奨学金がODAとして提供される場合は日本政府等の援助側の方針に左右され、奨学金を派遣国政府等が自ら負担している場合にはいか

に派遣国政府等の方針に影響されるため、突然の奨学金プログラムの停止による学生の減少や留学生とプログラムとのミスマッチによる教育面での摩擦等が生じる可能性がある。大学としては奨学金提供先の分散化によるリスクの縮小、奨学金提供者の動向の把握とニーズに応じたプログラム内容の改変等を不断に続ける必要がある。

国費留学生優先枠への応募

グローバルガバナンス「外交サブプログラム」は多様かつ着実な留学生の確保を目指して、平成24年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に申請している。採択の可否は未定だが、今後とも、こうした外部資金の獲得に努めていく。

5 教育研究環境及び学生生活

公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該公共政策系専門職大学院の目的を実現することができるよう、適切に教育研究環境の整備を図らねばならない。

そのために公共政策系専門職大学院は、教員が十全な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えることが必要である。

また、公共政策系専門職大学院は、それぞれの目的を実現することができるよう、学生数・教員数等の組織規模に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、公共政策系専門職学位課程における教育研究活動に必要なかつ十分な図書等の資料を整備し、その有効な活用を図らねばならない。

加えて当該公共政策系専門職大学院は、コンピュータ、ネットワークその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

学生生活への支援として、公共政策系専門職学位課程を設置する大学は、在学中の学生生活への支援・指導を行う仕組み、学生の課程修了後を見越したキャリア支援、進路選択のための助言・指導の体制を整備することが望ましい。

教育形態に即した施設・設備

5-1

講義室、演習室その他の施設・設備が、公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか。（「専門職」第17条）

講義室については、専用講義スペースとして、国立キャンパスのマーキュリータワー6階に4室（合計237平米）を用意している（うち1室はゼミ室）。共用スペースとしては、千代田キャンパスに2室（合計116平米）（ただし法科大学院と共用）を用意している。教員室としては、専任教員用（経済学研究科・法学研究科と共用）に、計20室（合計443平米）である。このほか、国際・公共政策院長室用に1室（37平米）、事務室1室（95平米）（ただし法科大学院事務室と共用）、作業室用に1室（50平米）、資料室1室（50平米）そしてPCルーム1室（57平米）となっている。

千代田区に位置するアジア公共政策プログラムについては、国際企業戦略研究科と共同で千代田キャンパスを利用し授業を行っている。講義室3室、PCルームとセミナー室4室を利用している。教員室としては、専任教員用として4室を利用している。このほか、プログラム・オフィスとして1室（58平米）がある。

学生数との関連では、講義室等のスペース、座席数等は足りており、前回の外部評価においては、本大学院の施設・設備に関しては、自主的学習環境も含め、「十分な設備」であるとされた。

（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）p.38より作成（平米数等は改訂））

また、学生は、附属図書館をはじめ、全学の保健センター、学生相談室、キャリア支援室などの全学共用施設を利用することも可能である。留学生相談室では、外国人留学生の生活相談を説明するほか、海外留学に関わる進路指導等のアドバイスが行われている。これらの施設利用は入学時に実施される大学院全体ガイダンスや留学生オリエンテーションで説明が行われている。

【根拠・参照資料：資料40 一橋大学キャリア支援室・大学院部門、資料44 保健センター、資料45 学生相談室、資料46 留学生・海外留学相談室、資料62 外部評価報告書（2009年3月）、資料69 棟別平面図】

情報関連設備及び図書設備

5-2

教員の教育研究活動及び学生の学習のために必要な図書施設、及び情報インフラストラクチャーが適切に整備されているか。

一橋大学の場合は、図書、学術雑誌は、全学集中管理方式を採用している。国際・公共政策大学院の院生は、集中管理された図書、学術雑誌、視聴覚教材について、特段の制約なく利用することが可能である。全学の附属図書館の蔵書数は約191万冊、雑誌の種類数は約16,508誌、電子ジャーナルの種類数は54,515点におよぶ（2011年度3月）。

また、法律図書・雑誌については、マーキュリータワーに設置されている法科大学院資料室に収蔵されているものについて、法科大学院の併設科目の履修に必要な限度において法科大学院長の許可を受けて利用することができる。

国際・公共政策大学院の授業に直接必要となる書籍類については、国際・公共政策大学院の教育用に特化した資料を並べる本大学院専用資料室を平成21年10月にマーキュリータワー内に開設し、その後3年間に1,000冊を越える資料を収納した。以後、定期的に資料の充実に努めている（平成21度～23年度末の所蔵資料数 計1,165冊（和書：808冊、洋書：357冊）。資料の貸し出しは、学生にあっては、1回3冊以内、7日以内と定めている。

アジア公共政策プログラムについては、国際企業戦略研究科と共用で、千代田キャンパス図書室を利用している。図書室には2012年3月末現在、約10,765冊の図書と継続雑誌270誌を所蔵しており、電子ジャーナルとオンラインデータベースも殆どが国立キャンパスと共用できるようになっている。国立キャンパスからの配送回数は最低週2回を維持し、申し込み数に応じ適宜増やして学生の便宜を図っている。（資料62 外部評価報告書（2009年3月）p.39（冊数は改訂））

情報基盤設備については、全学的な施設である情報教育棟に200台のコンピュータが設置されており、授業で使用されているほか、授業で使用されていない時には自由に使用することができるようになっている。また、本大学院の独自の取り組みとして自主的学習用パソコンルームをマーキュリータワー内に設置し、14台のパソコンと1台のプリンターを配備している（印刷経費については学生負担）。複写機はマーキュリータワー2階に設置され、800枚の無料複写が可能である。

アジア公共政策プログラムについては、千代田キャンパスの5階に自習用の学生ラウンジが設けられている。また、国際企業戦略研究科と共用のパソコンルームには50台のパソコンが設置され、学生の印刷を認めている。複写機は、千代田キャンパス内の図書室に設置されており、800枚の無料複写が可能である（各学期800枚以上の印刷については実費徴収）。（資料62 外部評価報告書（2009年3月）p.38）

【根拠・参照資料：資料28 国際・公共政策教育部コンピュータールーム利用規則、資料29 国際・公共政策教育部資料室利用規則、資料38 一橋大学附属図書館概要、資料39 一橋大学大学院国際企業戦略研究科図書室、資料43 情報基盤センター】

5-3

教育研究環境の整備に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

千代田キャンパスにおいては、情報関係機器が更新期を迎えている。現在情報関係のインフラは千代田キャンパスにおいては歴史的経緯から国際企業戦略科がその設置・保守・運用に当たってきたが、旧一橋記念講堂の一橋大学への移管、商学研究科及びアジア公共政策プログラムによる一階施設の利用などに伴い、大学全体としての千代田キャンパス情報環境整備のあり方が課題となっている。実際、千代田キャンパス4階にはIT施設がなく、国立プログラムの学生にとっては不便となっている。国立・千代田キャンパスを一体化したIT環境の整備が求められる。

5-4

学生生活への支援・指導に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

・少人数教育による支援・指導体制

少人数教育体制を生かして、各学生に担当の教員を割り当てており、個々の学生の生活面について勉強面・生活面につき、オフィスアワー等を利用しつつ、学生のバックグラウンド（新卒・社会人・留学生）に応じた相談・助言を随時行っている。

経済的な支援を必要とする学生については、全学的な対応としての授業料免除制度があるが、社会人学生に対しては、前年度所得との関係で奨学金の申請が困難な場合が多い。これに対応すべく平成21年度には社会人教育支援経費を活用した。結果、前期に7名が全額免除、3名が半額免除されており、後期においては、6名が全額免除、5名が半額免除されている。

（資料62 外部評価報告書（2009年3月）p.39（免除実績は改訂））

なお、アジア公共政策プログラムは、奨学金プログラムを利用するアジア諸国政府官庁の若手職員の留学生を主な対象にしており、現在の学生は全員が奨学金を得ている。学生の生活面では、来日前及び来日後の情報提供やサポート、日本語が話せない留学生の相談、助言、カウンセリングについて、担当助手1名によって行われているが、病気、妊娠、その他生活上の問題から相当なケアが必要なケースが生じる場合もあり、大きな負担となるケースもある。

（資料62 外部評価報告書（2009年3月）p.39）

同様に、外交政策サブプログラムについても同様に全員が奨学金を得ており、学習面でのサポートは、

国際・公共政策大学院事務室及び国際課で適切な支援を行っている。

・留学生支援

全学的な取り組みとしては、外国人留学生向けのインフルエンザ対応のパンフレットや外国人留学生ハンドブック（INTERNATIONAL STUDENT HANDBOOK）を刊行し、生活支援が行われつつある。

メンタル面で健康問題（鬱など）を抱える学生も見受けられ、大学院としてはこうした学生に単独で対処することは難しく、大学としてカウンセラーの増員、常設の相談室の拡充、学生に対するメンタル講習が必要となっている。外国人留学生を対象とするため、英語の話せるカウンセラーの雇用、英語によるメンタル講習も合わせて求められる。

外国人留学生の宗教問題について。今後一橋大学が大学院・学部とも「国際化」を進めていく上で、イスラム教徒を含めて様々な宗教的バックグラウンドをもった学生の増加・多様化が見込まれる。このとき、彼らの宗教的慣習（イスラムの金曜礼拝など）を許容すべきか否か（宗教を理由に講義を欠席、行事への不参加を認めるかどうか）について学内での統一した方針が必要である。

外国人留学生、なかんずく密度の高いコースワークが要求される専門職大学院の学生にとっては安定した生活環境を確保することが極めて重要である。また、既婚者にとっては勉学がある程度安定した後には家族と一緒に生活できることも精神面で重要である場合も多い。アジア公共政策プログラムにおいては、これまでのところ、希望する留学生全員に学生寮（及び家族寮）への入居を斡旋できており、安定した生活環境を提供できている。

東日本大震災の教訓を踏まえ、アジア公共政策プログラムにおいては、地震時の対応について学生に説明するとともに、避難訓練、地震体験車を利用した地震の揺れの体験などを学年度はじめに行っている。またその際、災害伝言板、プログラムの Facebook グループなどを利用した安否確認の方法の徹底させている。

（資料 5 4 学生支援に係る自己点検・評価報告書 pp. 13-14）

【根拠・参照資料：資料 4 1 外国人留学生ハンドブック、資料 4 2 インフルエンザ対応ハンドブック、資料 5 4 学生支援に係る自己点検・評価報告書】

[将来への取組み・まとめ]

国立 3 プログラムにおいては、資料室の有効利用を図りつつ、学生からの要望もある WiFi の整備（2012 年秋以降導入予定）を含め、教育関連設備および図書設備の一層の充実を図ってゆく予定である。

学生の課程修了後を見越したキャリア支援、進路選択のための助言・指導の体制に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

・キャリア支援

経済状況が厳しくなる中、学生の就職活動が厳しさを増している。新卒学生については1年次の冬学期から就職活動が始まり、2年次の夏学期いっぱいを用意することがある。そのため修学の時間が実質的に1年となるなど、専門職大学院として十分な教育機会を与えることができない懸念がある。

学部生とは異なり、大学院1年次の冬学期の時点では、院生としての専門知識・特性が身につけていない。そのため、実質的には学部生（あるいは就職浪人）同様の扱いを受けることも多い。そのことが内定の獲得を困難にして、就職活動を長期間化させ、長期間化が大学院での勉学の妨げとなり、専門知識・特性の習得を遅らせるという悪循環に陥っている。

国際・公共政策教育部の学生の中には、1年間留年、3年目の夏学期を休学して、就職活動に充てる学生も年々増加傾向にある。平成22年度については「就職活動への専念」を理由に休学した学生は7人である。

（資料54 学生支援に係る自己点検・評価報告書 p.13）

進路指導については、個々の教員が必要に応じて個別にアドバイスを行っているほか、事務室においては各関係機関から情報提供のあった各種採用試験情報等を学生に周知するなどの対応を行っている。

本国際・公共政策教育部に限らず、院生の就職が困難を極めている。年齢・学部学歴等、学部生とは異なる事情があり、それに応じた大学全体として院生の就職支援の整備が求められているところであるが、平成23年度より、全学的な仕組みとして、本学キャリア支援室に大学院部門が設置され、院生に特化した進路支援が行われている。大学院に特化した進路支援部門の設置は、全国で初めての試みであり、個別相談はもちろんのこと就職セミナー・講演会等が積極的に行われている。

【根拠・参照資料：資料52 学生支援に係る自己点検・評価報告書、資料40 一橋大学キャリア支援室・大学院部門】

【点検・評価（長所と問題点）】

長所：国立3プログラムにおいては、マーキュリータワーの中に、本大学院専用の講義、ゼミ室を確保するとともに、学生の自習室、PC室をも確保しており、全体として、学生の学習のために必要な施設が十分に整っているといえる。また、全学の大型図書の予算を利用することにより、また一橋基金から資料室に設置する書籍費への補助もあって、必要な図書を取りそろえることができる財政的状況にあるといえる。

問題点：スタッフの不足の問題もあって、資料室の稼働状況が芳しくないという点があげられる。

アジア公共政策プログラムにおいては、比較的設備の整った千代田キャンパスにおいてほぼすべての授業が完結する。提供されるコースも当該プログラムの学生のための実質的には専属の授業となってい

るため、すべてが少人数の授業(必修科目で20人以下、選択科目では概ね10名以下)となっており、個々の学生の状況に配慮した、きめ細かい授業が出来ている。さらに、学生はいずれかのゼミに所属し、ゼミの指導教員がのもと二年間にわたって修士論文の完成まで一貫して指導を受けることが出来る。

また、コースの学生が常に少人数で一緒に勉学することから、学生間の生涯にわたる関係を築くことが出来、将来的なキャリア形成においても有益である。

他方、プログラム内ですべてがほぼ完結するため、他の学生、特に日本人学生との交流の機会が限定される傾向にある。同一キャンパス内の国際企業戦略科の学生や学生寮における交流を奨励しているが、相手方たる日本人学生の対応や学生本人の意欲にもよるところが多く、日本人学生との交流が十分出来ないことについての不満を述べる留学生もいる。

アジア公共政策プログラムの外国人留学生については、本年から従来学生のほぼ半分を受け入れてきたお台場の国際学生会館寮が利用できなくなった。当面は本学の保有する学生寮への入寮が可能となっているが、毎年全学生の入寮が確保できるとの保証がなく、特に家族寮については戸数も限定されていることから希望者全員が入居できるとは限らない。本プログラムは英語による教育を行っており、日常生活レベルの日本語能力も有しない学生が大半である。安定した学生生活が遅れるようにするためには、希望者には全員学生寮(家族寮を含む)を提供しうる体制の整備が重要である。

6 管理運営

公共政策系専門職学位課程を設置している大学は、教員組織の他、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該公共政策系専門職大学院の目的を実現することができるよう、適切な事務組織を当該公共政策系専門職大学院に設けるとともに、これを適切に運営し、また、その質を維持し、改善するよう努めなければならない。

公共政策系専門職学位課程を設置している大学は、当該公共政策系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制を整備するとともに、専門職学位課程制度の目的に即し、かつ、当該公共政策系専門職大学院の目的を実現することができるよう、関連法令等に基づき学内規程を定めるとともに、これらを遵守するよう努める必要がある。

管理運営に関する体制・学内規程等の整備とその運用にあたっては、管理運営組織の自律性・自主性、意思決定の適切性・効率性、学問研究の自律性等に十分に配慮することが必要である。

事務組織の設置

6-1

公共政策系専門職大学院を管理運営し、その目的の達成を支援するため、適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。（「大学院」第35条）

管理運営のための組織としては、国際・公共政策大学院長と教育部・研究部教授会とを置いている。教育部教授会は、月1回（原則第3水曜日）、定例的に開催している。その他、院長を補佐する内部的な職として副院長1名を置き、さらに、各プログラムの連絡調整組織として、院長、副院長、及び2名（院長、副院長が所属しないプログラムの代表者）の計4名から構成される運営委員会を設けている。運営委員会は定例教授会の前（原則第3月曜日）には必ず開催し、教授会の議題の整理・確認を行っている。また、その他必要に応じて随時開催する。

事務運営部門としては、国際・公共政策大学院事務室が設置され、設立当初は、非常勤職員2名をもって当てていたが、平成18年7月より、常勤職員1名（主査クラス）が置かれ、非常勤職員3名とともに、事務運営に当たっている。その他、教育支援スタッフとして、国立地区において助手2名（他の職と兼任）を当てている。

なお、千代田キャンパスに位置しているアジア公共政策プログラムについては、学生への対応や教室使用等の日常的な業務の殆どを千代田地区の助手1名が行っている。予算執行や学生の対応の事務処理については、千代田キャンパスの事務を統括して処理している国際企業戦略科事務室が千代田地区の助手1名と連携しながら行っている。

（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）pp.40-41）

【根拠・参照資料：資料3-2 国立大学法人一橋大学基本規則、資料3-3 一橋大学教授会通則、資料3-4 一橋大学の大学院の専攻及び講座等に関する規則、資料3-6 国立大学法人一橋大学事務組織規則、資料2-7 一橋大学大学院国際・公共政策研究部・教育部管理運営内規】

学内体制・規程の整備

6-2

公共政策系専門職大学院の教学事項に関する固有の意思決定及び管理運営を行うための組織体制が整備されるとともに、その活動を支える規程が設けられ、運用が適切に行われているか。

一橋大学では、各学内規則において、本大学院に研究部長及び教育部長を置くこと、教授会を置き、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項を審議することを、それぞれ定めているほか、国際・公共政策研究部・教育部の組織に関する規程も定められている。

また、研究部長・教育部長の選出は、専任教員のみで構成する研究部教授会において、投票により、決定しているほか、各種規程を教育部教授会で決定し、適切な管理運営を確保している。

このほか、本大学院固有の施設（資料室、PCルーム等）の利用等に関しても規定を設け、教学事項に関しては便覧・シラバスに掲載して、学生に周知することによって、教学面でも適切な運用を図っている。

本大学院では、年度の初めにカリキュラム・学務、入試、FD、広報・ITなどの部局内の各種委員会委員を教授会で審議の上決定し、責任ある体制を整えている。

さらに、国際・公共政策大学院長は、全学の部局長会議及び教育研究評議会に参加していることから、全学的な方針の下に意思決定が行われる体制が確保され、併せて国際・公共政策大学院の教育・研究上必要な情報・意見が全学に反映されるルートが確保されている。

運営委員会は、本大学院内のプログラム間の連絡調整が必要な場合に随時、院長の招集・主宰の下で開催されており、各プログラム間の緊密な連携が保たれている。さらに、国際・公共政策大学院教育部・研究部教授会が月1回定例的に開催され、必要な意思決定、連絡調整体制が確立されているほか、FD委員会等も教授会の後に随時開催されて、教育研究上の交流が確保されている（開催回数教授会：平成23年度13回・平成22年度14回、平成21年度11回、FD委員会：平成23年度2回、平成22年度2回、平成21年度2回）。

（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）p.41）

【根拠・参照資料：資料3-2 国立大学法人一橋大学基本規則、資料3-3 一橋大学教授会通則、資料2-5 一橋大学大学院国際・公共政策教育部規則、資料2-6 一橋大学大学院国際・公共政策教育部細則、資料2-7 一橋大学大学院国際・公共政策研究部・教育部管理運営内規、資料2-8 国際・公共政策教育部コンピュータールーム利用規則、資料2-9 国際・公共政策教育部資料室利用規則、資料5-9 国際・公共政策大学院各種委員会】

関係組織等との連携

6-3

地方自治体、公共的な非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働が適切に実施されているか。

また、公共政策系専門職大学院の運営のために、学外から意見を聴取する仕組みが設けられているか。

1. 学外から意見を聴取する仕組み

外部評価を受けることの必要性に鑑み、自己評価報告書（2007年12月）を取りまとめた後、4名の方々に外部評価委員（下記リスト：50音順）をお願いし、2008年3月4日の外部評価委員会を経て、外部評価報告書（2008年4月）を取りまとめていただいた。

- | | |
|---------------------|---------------|
| ○ 慶應義塾大学総合政策学部教授 | 上山 信一 |
| ○ 元日本銀行理事 | 緒方 四十郎 |
| ○ 明治学院大学大学院国際学研究科教授 | 竹中 千春 |
| ○ 東京大学公共政策大学院長 | 森田 朗（外部評価委員長） |

さらに、上記の外部評価報告書に盛り込まれた事項にどのくらい対応できているのかをチェックするという観点を重視しつつ、自己点検・自己評価報告書（2008年11月）を作成し、4名の方々に外部評価委員（下記リスト：50音順）をお願いし、2009年2月27日の外部評価委員会を経て、外部評価報告書（2009年3月）を取りまとめていただいた。

- | | |
|--|---------------|
| ○日本総合研究所主席研究員 | 足達 英一郎 |
| ○人事院人材局長 | 尾西 雅博 |
| ○神戸大学大学院経済学研究科教授 | 金京 拓司 |
| ○東京大学公共政策大学院 法学政治学研究科教授
政策ビジョン研究センター長 | 森田 朗（外部評価委員長） |

なお、アジア公共政策プログラムでは、年1回遠隔ビデオネットワークを利用して修了生セミナーを開催し、修了生の意見を定期的に吸い上げているほか、教員が学生募集等の海外出張する際に、現地で修了生や派遣元の幹部と意見交換を行っている。更に、同様のプログラムを提供している米国やシンガポールの公共政策大学院の教授から定期的に評価や助言を得ている。

（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）pp.42-43）

2. 外部機関との連携・協働

本大学院の専任教員は、中央省庁・地方自治体への審議会委員などに積極的に参画しているほか、公共的な非営利組織・企業・その他の外部機関との連携や協働を進めるために、幾つかの授業科目（「国土交通論」、「社会安全政策論」、「特殊講義（公共法政）」、「特殊講義（グローバル・ガバナンス）」、「地球環境と開発援助」など）では第一線で活躍する実務家を非常勤講師に招聘しているほか、ゲストスピーカー（政策法務研究、公共政策セミナー、Asian Economic Development等）も多く招聘し、外部機関等との連携・協働を進めている。

自治大学校との連携：これに加えて、本大学院と自治大学校は平成20年6月30日に相互協力に関する覚書を締結し、交流事業等を実施している。具体的には、自治大学校の入学予定者（地方公共団体出

身者)に本大学院の入学試験を受験させ、その合格者に対して双方の機関が相互協力しながら人材育成する仕組みを構築している。実績としては平成22年度に2名(兵庫県庁、山形県庁)、平成23年度に3名(愛知県庁、石川県庁、鹿児島県庁)、そして平成24年度に2名(兵庫県庁、山梨県庁)を入学させている。

大和総研との包括連携：さらに、2011年度の「公共政策セミナー」の実施に際して、大和総研から講座の企画・運営の協力を得たことを契機に、2011年12月22日に、本大学院と大和総研は包括連携協定を締結している。その内容は下記の通りである。

- (1) 国際・公共政策に関わる講座の企画・運営
- (2) 国際・公共政策に関わるコンサルティング・プロジェクトの受入
- (3) 国際・公共政策に関わる共同研究の実施(科研プロジェクト)

協定は人材育成、人材交流、共同研究等のプログラムから構成され、大和総研による協力講座の実施により、大学院生は経済活動や政策効果に対する深い理解が得られると期待されている。また、大学院生が大和総研と連携する実習によって実際の政策の分析や立案に役立つ研究を行いながらコミュニケーション・スキルなどの実践力を身に付ける教育効果が期待され、さらに、共同研究等では、経済問題・社会問題に対応する政策テーマについて双方からの研究者が共同で取り組むことによって、実効性ある政策研究や政策提言が行われるものと考えている。先方のプレスリリースでは、「一橋大学国際・公共政策大学院は、実践力があり世界に通用する政策のプロフェッショナル人材の創出や幅広い視野と高度な専門的分析力に基づく研究にかねてから取り組んでまいりました。実務で多くの実績を有する大和総研との連携は、政策分析・政策立案の能力を備えた高度人材の育成に資するとともに、公共政策研究の深化に寄与すると判断し、包括連携の構築となる今回の締結に至りました。」とあり、本大学院の教育・研究活動に高い評価を得ている。

中国の公共政策系大学院との連携：外国の研究機関との交流協定についても進行している。平成23年12月に、本大学院と上海财经大学公共経済・管理学院とは、これまでの交流講義を行ってきた経緯から、①研究の向上、②教育研究の相互協力、③国際交流を基本方針として、学術交流協定の締結に至った。

学生交流については、平成20年度より、大学間学生交流協定に基づきイタリアのボッコーニ大学との間で、半年単位の交換留学・単位交換制度(各年度、相互に2名の学生を交換)を導入し、実施している。交流実績は参照資料の通りである。相手大学で取得した単位については、規則に基づき国際・公共政策大学院の単位に読み替える措置を行うこととし、学生が留学できるよう配慮を行っている。

奨学金提供機関との連携：アジア公共政策プログラムでは学生の全員が公的な奨学金を得た各国の政府、中央銀行職員であるため、奨学金の提供元と派遣元の機関との連携が重要である。特に奨学金の提供元とは通常数年間にわたる委託契約を結び、資金提供を受け、海外から一流講師を招聘するなど、大学の内部資金だけでは行えないような講義、演習、指導等が行われている。また、入学試験も奨学金提供元の協力のもとに行われており、極めて密な連携が採られている。さらに、派遣元の政府、中銀等とも学生の現地面接などの機会を捉え意見交換を行い、ニーズの把握と優秀な学生の派遣の勧奨に努めている。

IMFとの連携事業：また、アジア公共政策プログラムでは、国際通貨基金（IMF）からの資金援助を受けて、アジア諸国の政府・中央銀行の上級官僚・職員を対象にした短期集中プログラムとしてマクロ経済政策セミナー（エクゼクティブ・プログラム）を実施してきた。2005年から11年までの間は年二回、2週間程度とのプログラムとして実施されたが、2012年からはより高位の職員をターゲットにした2日間のプログラムとして改組され、発足する予定である。同プログラムは各国の政策当局者の問題意識を把握し、大学院の教育にフィードバックする機会を提供するだけでなく、セミナー参加者が自国で若手官僚らにアジア公共政策プログラムを推奨し、また卒業生が同セミナーに参加するといった好循環が生まれている。（資料72 顕著な変化についての説明書（教育）2011年5月）

資源・エネルギープロジェクト：商学研究科の橋川武郎教授が研究代表となったものであるが、国際・公共政策大学院の教員3名が参加し、1名が大学派遣教員として協力関係にある「資源・エネルギープロジェクト」が、2012年2月より開始した。これは、JX日鉱日石エネルギー株式会社、J-Power電源開発株式会社、東京ガス株式会社、三菱商事の寄付の下に1年半の予定期間の下に行われる事業である。福島原発事故後のエネルギーのベスト・ミックスのあり方、その達成方法等について、エネルギー産業論、公共経済学、会社法、行政法・行政学等の研究者と各社のエネルギー政策担当者が共同で研究・政策提言活動を行おうとするものであって、インドネシアでの国際シンポジウムや国内シンポジウムも企画している。かつ、当該寄付金を活用して、通商産業省より特任教授として実務家教員の派遣を受けており、2013年には、当該実務家教員による講義も国際・公共政策大学院に開講する予定である。

【根拠・参照資料：資料20 自治大学校覚書、資料21 大和総研と一橋大学国際・公共政策大学院との包括連携に関する覚書、資料22 ボッコニー大学との交流実績、資料23 上海財経大学との学術交流協定、資料74 ゲストスピーカー、資料76 IMFエクゼクティブ・プログラム実施状況】

特色ある取組み

6-4

管理運営に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

自治大学校、大和総研など学外の機関との連携を積極的に進めてきた。セミナーへの講師派遣に留まらず、自治大学校からは公共法政プログラムへの学生の受け入れ、大和総研にはコンサルティング・プロジェクト（公共経済プログラム）としての学生の派遣など連携を深化させている。また、「国際化」の一貫として、ボッコニー大学を協定校に定期的に学生を派遣（半年間）するほか、最近では、中国の公共政策系大学院との交流を進めている。具体的には上海財経大学、中国人民大学公共管理学院と教員を相互に派遣して講義を行う交流講義を実施した。将来的には学生の相互派遣を目指すとして、その最初のステップとして教員を派遣し、相互の理解と研究等の交流を深めていくことが狙いである。

奨学金支給元からの資金提供により、海外からの外部講師の招聘、英語教育等の補強等、大学の内部資金だけでは不可能な充実した教育内容の提供が可能となっている。

反面、こうした資金の利用には各奨学金提供元毎に異なる詳細なルールと報告義務等が課されている

のみならず、大学の内部的な会計手続きとの整合性をとる必要があるため、極めて大きな事務負担となっている。(例えば、一部の資金提供元は発生主義で会計報告を学年度ベースで求める一方、大学の会計処理は現金主義で会計年度に従っているため両者の間の変換が必要である。)

また、奨学金提供元毎に奨学金受給者決定と留学生派遣元機関との協議等のための海外出張が必要となり、この日程も主として先方の意向に従い場合により学期中にも設定されるため、教員のスケジュール調整等が必要となる。

【根拠・参照資料：資料20 自治大学校覚書、資料21 大和総研と一橋大学国際・公共政策大学院との包括連携（プレス・リリース）、資料22 ボッコニー大学との交流実績、資料23 上海財経大学との学術交流協定、資料75 上海財経大学及び中国人民大学との交流講義】

〔点検・評価（長所と問題点）〕

1. 各種委員会

本大学院の専任教員は総勢20名だが、各プログラムの専任教員は平均5名に過ぎない。この中で運営委員会のほか、カリキュラム・学務委員会、広報・IT委員会、入試委員会などに原則として各プログラムから1名を出すことになる。このため、専任教員の中には複数の委員会を掛け持つ者が多く、負担も大きい。その中でも一部教員に負担が集中する傾向が見受けられる。

2. 研究科との関係

入試（面接・採点等）を含めて本大学院内で学務を負担するとして、必ずしも研究科の学務と調整されていない。入試については、研究科サイドの入試と本大学院の入試の両方を負担することが多い。当方が気をつけない限り、本大学院と研究科の間で学務に係る情報が共有されていない。その負担が大きいにも関わらず、学内的に評価されていないという実感がある。教員の事務負担については研究科との間での調整が必要となる。

3. 事務体制等

外部の組織との連携を強化・維持するには、意思疎通のための定期的な会合の設定、講師派遣の要請・講義の設定など多大な負担がかかる。社会連携も国際化も一橋大学全体の中期目標に掲げられているにも関わらず、これらの事務負担は本大学院が専ら負うところとなっている。同じ一橋大学内での部局間の連携が進んでいないのが実態だ。今後、本大学院が中国を含めて外国の大学・機関とのネットワークを上げていくとしても、現行の事務体制・責任体制の下では、これを継続していくことは困難と思われる。

現行の事務体制等は、国立キャンパス（公共法政、グローバルガバナンス、公共経済）に常勤職員1名と非常勤3名、その他教育支援スタッフとして助手2名、また、千代田キャンパス（アジア公共政策）では助手1名と非常勤1名で当たっている。この人数でもって教務から経理・入試関係まで全般に当たっている。通常の業務でも負担が過多になっている現状がある。

その対処として、平成 24 年 8 月から法科大学院を兼務する形で「事務長代行」のポストが加わった。ただし、今後とも継続的に措置されるものではない。また、現在非常勤のポスト 1 を将来的に契約職員（フルタイム）に切り替えるオプションが与えられている。仮に切り替えとなれば、残業を含めてより長期の勤務が可能になる。

なお、アジア公共政策プログラムでは奨学金提供元から支給される資金の利用に伴う申請・経理・報告が膨大なものになっており、これらは同プログラム所属の教員・スタッフだけでなく、アジア公共政策プログラムの事務を分掌している国際企業戦略科事務室にとっても大きな負担となっている。同事務室については職制上、国際企業戦略科に付置されており、国際・公共政策大学院と直接に繋がっていないため、業務の優先度等、あるいは同事務室の所掌事務であるかどうかの判断につき必ずしも意識が共有されない場合がある。

【根拠・参照資料：資料 5 9 国際・公共政策大学院各種委員会】

[将来への取組み・まとめ]

現在、本大学院では卒業生（OB・OG）の組織化を目指している。2005 年度の開講以来、多くの卒業生を輩出してきた。卒業生の中には中央官庁やシンクタンクなどで活躍している者も少なくない。彼らを本大学院の事例科目等、実践型の科目の講師として招聘し、講義をしてもらうことは在校生にとっても刺激になり、将来のキャリアパスも明確になろう。就職情報の提供や支援も受けられるようになるかもしれない。また、卒業生のネットワーク化は彼らの間で新たな交流・知見の創出（シナジー効果）に発展することも期待できる。これも本大学院の教育の一環（アフターケア）といえるだろう。

7 説明責任

公共政策系専門職大学院の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Action (PDCA) 等の仕組みを整備し、その活動を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける必要がある。

また、公共政策系専門職大学院の自己点検・評価の結果は広く社会に公表しなければならない。加えて、公共政策系専門職大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。

自己点検・評価

7-1

自己点検・評価のための仕組み及び組織体制を整備し、適切な評価項目及び方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取組みとして実施しているか。（「学教法」第109条）

本大学院の設置申請時における計画に従い、また、組織的な自己点検・評価の必要性に鑑み、自主的に自己評価報告書（2007年12月）を取りまとめた。また、それをもとに外部の委員が、外部評価報告書（2008年4月）を作成している。（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）p.42）

さらに、前回の自己評価報告書のフォローアップを行うとともに、外部評価報告書で指摘された点への対応振りをチェックする観点から、2008年11月に自己点検・自己評価を行い、その外部評価を2009年3月にまとめた。（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）p.42）

なお、外部評価報告書（2008年4月）は、「教育の状況等について、自ら点検・評価し、常に改善・向上を図る体制を整えておくこと」の必要性に言及しながらも「現実によどのような体制が有効かつ効果的であるかは難しい問題であり、いたずらに時間とコストのかかる方法は、かえって教員のモラルを低下させる恐れがないとはいえない」と指摘した。時間とコストの兼ね合いを考えると、フォーマルな自己点検・評価を常時継続することには困難が伴う。（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）pp.43-44）

しかしながら、大学全体の認証評価の取り組みの一環では、毎年、大学院教育、入学試験、研究、学生支援、そして国際連携などの特定の項目について、自己点検・評価活動を行っており、組織的かつ継続的に行なわれている。

このほか、本大学院の教員は、平素より、入試関連データ・授業評価アンケート・修了生の進路状況などのデータに留意しつつ、自己点検を行っている。また、個々の教員は、それぞれの担当授業の経験・試験の結果・授業評価アンケートを踏まえ、授業内容・教材・授業技術の改善に取り組んでいる。こうした改善は、翌年の授業に反映するだけでなく、当年の授業改善にもつなげられるよう、レポートや中間テストの際に授業に関するコメントを学生に書かせる教員もいる。

（資料6-2 外部評価報告書（2009年3月）pp.43-44）

ファカルティ・ディベロップメント (FD) については、毎年度各学期終了後の教授会の後に、FD委員会を行うようにしている。この中でこれまで、各プログラムでの学生と教員との意見交換会で提起された教育内容・方法や施設利用上の問題点の検討を行い、今後の教育改善に向けた議論を行っている。

【根拠・参照資料：資料 1 1 授業評価アンケート、資料 5 0 自己点検・評価報告書一覧表】

7-2

自己点検・評価の結果を、学内外に広く公表しているか。(「学教法」第 109 条)

第 1 回目の自己評価報告書 (2007 年 12 月) については、外部評価報告書 (2008 年 4 月) とともに、国際・公共政策大学院のウェブサイトに掲載した

(http://www.ipp.hit-u.ac.jp/about/pdf/annualreport_200804.pdf)。

第 2 回の自己点検・評価報告書 (2008 年 11 月) についても同様に、外部評価報告書 (2009 年 3 月) とともに、同様に国際・公共政策大学院のウェブサイトに公開している

(<http://www.ipp.hit-u.ac.jp/about/pdf/2008annualreport.pdf>)。

また、全学的な評価の一環で取り組んでいる大学院教育、入学試験、研究、学生支援、そして国際連携等の項目別の自己点検・評価報告書においても本学のウェブサイトに公開されているところである。

【根拠・参照資料：資料 6 2 外部評価報告書 (2009 年 3 月)、資料 6 3 外部評価報告書 (2008 年 4 月)、資料 6 4 自己評価報告書 (2007 年 12 月)、資料 5 0 自己点検・評価報告書一覧表、資料 5 1 大学院教育自己評価報告書、資料 5 2 入学試験に係る自己点検・評価報告書、資料 5 3 研究に係る自己点検・評価報告書、資料 5 4 学生支援に係る自己点検・評価報告書、資料 5 5 国際連携に係る自己点検・評価報告書】

情報公開

7-3

公共政策系専門職大学院の教育活動及び組織運営その他の活動の状況について、学生、志願者及び一般社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切かつ真摯・誠実に情報公開を行っているか。

本大学院では、専用ウェブサイトを開設して、主として受験生を対象として、本大学院の目的・理念、専任教員、カリキュラム、入学試験結果、進路先等、その他講演会・セミナーの案内等を掲載するとともに、別途概要パンフレットを作成し、情報の開示に努めている。

各専任教員の詳細な教育活動、研究業績、組織運営への寄与、学外・社会貢献活動については、一橋大学の研究者情報のホームページにより詳細な情報を掲載し、広く一般に公開している。

また、学生募集要項はもとより、入学試験の過去問題も公表しており、情報公開に積極的に対応している。さらに、入学試験に係る情報開示請求があった場合には、大学の情報公開取扱規則等に基づき、

対応を行っている。

【根拠・参照資料：資料3 国際・公共政策大学院概要パンフレット、資料57 一橋大学国際・公共政策大学院-ホームページ（過去問）、資料58 一橋大学研究者情報、資料47 国立大学法人一橋大学情報公開・個人情報開示請求等取扱細則、資料48 国立大学法人一橋大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準、資料49 国立大学法人一橋大学情報公開取扱規則】

特色ある取組み

7-4

点検・評価及びそれに基づく改善・向上の取組み、情報公開・説明責任に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

すでに述べたように、定期的に自己評価報告書を作成するとともに、それを自主的に外部評価に委ね、それらの結果を、具体的なカリキュラム改革等を通じて、実際に教育改善に生かしてきた。

[点検・評価（長所と問題点）]

長所：個別の授業に関するアンケートだけではなく、各学期末にプログラムごとに学生に集まってもらい、カリキュラム構成、開講方法、授業内容、学内施設の利用等に関して、学生たちの生の声をきき、それをできるだけ実態に反映させようと努力してきたことは、長所として評価できる。

短所：I P PおよびA P P Pのホームページを昨年大幅に更新したものの、なお、ホームページにおけるものを含めた情報公開が、とくに英語によるものを含めて、まだまだ不十分であると自覚している。

【根拠・参照資料：】

[将来への取組み・まとめ]

上記の短所を克服するために、すでに、各所属教員の教育、研究、社会貢献にかかわる活動を、毎月定期的にホームページで公開するような制度を構築した。あわせて、既存のパンフレットの見直し作業も進めているところである。

英語による情報発信は、それを可能にするための事務スタッフの充実も含めて、今後の課題である。

【根拠・参照資料：国際・公共政策大学院ホームページ・活動報告

U R L : <http://www.ipp.hit-u.ac.jp/activityreport/faculty.html>】